

平成24年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年9月12日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

29番 菊地弘明議員

1. PPS（特定規模電気事業者）導入について
2. 教育行政について

24番 山本はるひ議員

1. 情報の共有化について
2. 教育委員会の役割とあり方について

28番 玉野 宏議員

1. 3.11からプラス成長を目指すための市のまちづくりについて

11番 眞壁俊郎議員

1. 教育の機会均等と格差是正について
2. 鳥獣被害対策について
3. 土砂災害警戒区域について

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道部長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君

農業委員会 事務局 長	藤 田 一 郎 君	西 那 須 野 支 所 長	齊 藤 誠 君
塩原支所 長	君 島 淳 君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	齊 藤 兼 次	議事課 長	渡 邊 秀 樹
課長補佐兼 議事調査係長	石 塚 昌 章	議事調査係	若 目 田 治 之
議事調査係	人 見 栄 作	議事調査係	小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

菊地弘明君

議長（君島一郎君） 初めに、29番、菊地弘明君。
29番（菊地弘明君） おはようございます。志
絆の会、菊地弘明でございます。ただいまより市
政一般質問を行います。

1、PPS（特定規模電気事業者）導入につ
いて。

福島第一原子力発電所事故を発端に、公共施設
における電力のあり方について、より安定的に、
より安く供給を受ける必要性を感じ、3月議会に
おいてPPS（特定規模電気事業者）導入につ
いて質問をいたしました。その際、これまで以上に
安定的で安価な電力の確保に努めていきたいとい

う前向きな答弁を得ましたが、6カ月が経過した
現時点において、以下の点について伺いたしま
す。

PPSの本市での現状と他市の動向について
伺いたします。

PPSについて、本市の調査研究の成果はど
のようなものか、また、その成果を踏まえ、どの
ように検討し、取り組んでいるのか伺いたしま
す。

PPS導入の課題はなにか、また、その解決
策について伺いたします。

本市の今後の考え方を伺いたします。

よろしく伺いたします。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君の質問に
体質答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 3月に続いての菊地議員
のご質問にお答えいたします。

初めに、PPSの本市での現状と他市の動向に
ついてのお尋ねでございますが、本市の公共施設
において現在PPSを導入している施設はありま
せん。また、県内各市の動向であります。公共
施設の一部の施設であってもカウントをさせてい
ただくと、PPSを導入している市は10市になっ
ております。

続きまして、29番のPPSについて、本市の調
査研究の成果とその成果を踏まえた取り組みにつ
いてもお答えいたします。

本庁舎の電気料金について、PPS事業者2社
から参考見積もりを徴収するとともに、PPS事
業の現状について話しを伺っております。

見積もりを拝見いたしますと、本庁舎の電気料
金で2.7%と4%の削減が見込まれます。また、
話の中で、夜間電力を利用している施設など電気
契約の種別や電気使用状況により、メリットが出

てこない施設もあるとのことから、対象となる83施設の中で、P P S 導入による経費削減効果が見込まれる施設について、現在検討を進めております。

次に、P P S 導入の課題は何か、また、この解決策についてもお尋ねでございますので、これについてお答えいたします。

P P S 導入による東京電力と比較して、安価に電力を購入できると一般的に言われておりますが、P P S 事業者も営利を目的としていることから、より有利な供給先があった場合、継続的な契約が可能か。結果して、安定的な供給を受けられるかが大きな課題となってくると考えております。また、その解決策であります、受け入れ側である市としては、具体的な対策はありませんが、P P S 事業者が新たな電力の確保につながるための発電施設の増設や発送電分離などの総合的なシステムの見直し、構築などが大きな要因になると考えております。

続いて、本市の今後の考え方についてお答えいたします。

電気料金が値上げされる中、P P S の導入により施設の電気料を削減していくことは財政運営面からも大変重要なことと考えております。

一方、電気料金の削減方法として、施設の設備を省エネ方に変更することなども一つの方法であると考えております。さらに民間の活力を使うエコ事業といった手法もあることから、P P S も含めた総合的な施設の省エネ、経費節減についてさらに研究を進めていきたいと思っております。私からは、もう本当に骨子の骨子みたいな答弁になってしまいましたが、再質問については別な蓄積もございますので、ぜひよろしく願いして、私からの答弁にかえさせていただきます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ただいま市長さんからご丁寧なご答弁がありまして、大変ありがとうございます。私も本年で議員生活ちょうど30年でございます。いつも質問をするに際しては非常に緊張しております。しかしながら、その緊張のもとに一生懸命質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今、市長さんから、本市の現状についてる説明があったわけでございます。1から4まで一括して質問をさせていただきたいというふうに思っております。

3月にもお尋ねをいたしましたけれども、本市のその83施設の年間の電気料というものは、3月議会で聞いてはおりますけれども、再度お尋ねをしておきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 電気料金でございますけれども、平成23年1月から12月基準をもとに今算定をしておるもので、報告をしたいと思っております。

現在の電気料金と途中から電気料金の値上げがあったわけでございますけれども、現在の電気料金ということで申し上げますと3億2,145万2,000円、新たな電気料金で計算をいたしますと3億6,088万2,000円という状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 4月からのその値上げ分が4,000万円弱というようなことだと思いますけれども、この値上げのパーセントというのは17%とかいろいろ言われておりますけれども、実際は何%だったんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 施設によりましてパーセントが違います。低いところですと1.2%、一

番多いところだと18.1%というような状況でございまして、平均いたしますと市全体で12.3%の値上げという状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 先ほど、市長さんの答弁の中で、このPPSの事業者を2社ですか、参考の見積もりをしたんだと。今、本庁舎において2.7%、4%の減なんだと言いますが、3月の答弁ではこれ入札を1社が……、すみません。この2社の参考見積もりを取ったわけですが、もし会社名を言って差し支えなければお知らせを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 1社が伊藤忠エネクス、もう1社が日本ロジテック、この2社でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この参考見積もりをこの2社から取った経緯というものは、どのようなことなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 県内の各市において実績があるということで、この2社から見積もりを徴収したところでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） PPSの業者で最大手は、何か東京ガスが出資するエネットという会社、それから住友商事軽のサミットエナジーというところが大きいというふうに言われているわけですが、そういう中におきまして、このPPSの会社が何か非常にふえているんだというような現状があるわけですが、そのような点についてのご認識というのは、いかが

でしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 現在、私どもで承知しておりますのは、国内で53社という状況であるということ承知をしております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 8月16日の下野新聞によりますと、特定電気事業者は15日現在64社というような記事がございます。そして、昨年9月までは46社であったと。それから、1年で約4割ふえたというような報道が新聞に載っております。この1年間で4割ふえたということに関して、どのようにご認識をしているのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） いわゆる特定規模電気事業者という位置づけになっておるわけですが、やはり震災等の影響で特にこの辺ですと東京電力が供給源であったわけでありまして、今は原子力の関係等もございまして新たな電気の需用ということが見込まれたというようなことで、ふえてきているのではないかとこのように考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 先ほど、市長さんからご答弁がありましたように、10市ほどが導入しているんだというようなことでございます。そういう中において、やはりこの10市が導入しているということは、やはり現在の電気料よりは安くなっているから導入しているんだというふうに思っております。

そういうことで、先ほどPPS導入に関して難しいことはあるんですかというふうな質問をした

いと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） P P Sを導入するに關しましては、そんなに大きな障害はないかというふうに思っております。ただ、先ほど市長のほうからのご答弁申し上げましたけれども、民間の活力によるエスコ事業等々もございますので、総合的な省エネという観点からよく検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 前回の3月に言ったんですけれども、足利は755万円、益子が300万円、栃木県では本庁舎は100万円なんですけれども、その他の施設では3,000万円くらい削減されるんだというようなことで申し述べたんですけれども、最近鹿沼が10月から市庁舎など45施設にP P Sを入れまして、大体1,300万円以上の経費節減が見込まれるんだという報道があるわけございまして、規模的に言いますと本市よりはちょっと小さいと思いますので、やはりこういう記事を見ますと、1,000万円以上の経費削減が見込まれるのであれば、これは早急に検討をして、そして導入に向けてやっていただいたほうがいいのかというふうに思っているわけございまして。

そういう中におきまして、先ほどの市長さんのご答弁の中に、削減の方法として省エネ型に変更するとか、エスコ事業とかというふうにご答弁いただいたんですけれども、この省エネ型に変えるとかエスコ事業について、ちょっとご説明をお願いしたいんです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 施設の設備を省エネ型

ということでございますけれども、当然、現在あるものをすぐ省エネ型にというふうなことは、経費の無駄にもなりますので考えてはございませんけれども、新たな更新の時期になったようなときには、極力省エネ型のそういった設備を導入していければということで考えているところでございます。

また、エスコ事業でございますけれども、現在は民間型と自己資金型というのがあるようございましてけれども、民間資金の活用の場合には、その事業者が省エネ改修の設備投資を行うというふうな形になっております。そのようなことから、いわゆる顧客は一切の金融負担を負わないというふうな状況でございます。

なお、そういった場合に現在ある光熱水費の支出そのものが、エスコ事業によって下がってくるわけでございますので、それについては契約期間が終了後においても、当然、光熱水費の支出が抑えられるというような状況になるというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） このP P Sについては、やはり7月に始まった再生可能のエネルギーの固定価格買い取り制度も追い風になっているんだというふうに言われております。そういうことで、バイオマス発電のグリーンサークル 長野市にあるんですが やフジコーが参入した。新電力の販売代理業などを手がけるエヌパワーは、廃プラスチック発電施設の電力を調達して、関東の自治体に供給する計画で、太陽光発電の電力も買い取って販売したいというような報道があるわけございまして。

ただ、しかしながら、先ほど市長さんからご答弁がありましたように、これらのP P Sが事業を行うのには、送配電網の使用料や燃料費の高さ

などから、なかなか届け出をしても供給を始められていない事業者がいるんだというようなこともありますので、一概にすぐに導入ということにはなかなかならないかもしれませんが、いずれにしても経費削減につながるというようなことなので、ぜひとも早急にご検討をお願いしたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当然、電気料金を安く済ませるということは、いわゆる財政面からも重要なことだというふうに思っております。そういったものも含めまして、どういった手法がいかにも含めて、早急に検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 大変前向きなご答弁をありがとうございます。ぜひともよろしくご検討のほどをお願いいたします。

続きまして、2の教育行政についてに入らせていただきます。

新学習指導要領の実施、それに伴う授業時数の増加、学年が進むことによる授業のレベルアップなど、教師も生徒もますます大変さを痛感していることと思います。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

英語について、小学校、中学校における現在の授業について、時数、方法等。

小学校、中学校での授業における課題点とその対応について。

今後検討すべき方策は、どのようなものがあるかお伺いをいたします。

小中一貫教育について、小中一貫教育について、本市がモデルとする先進校の事例はどこか、また、そこで実践されている具体的内容はどのよ

うなものかお伺いをいたします。

塩原での小中一貫教育についての考え方について、お伺いをいたします。

小中一貫教育を進める中で、留意すべき点は何かお伺いをいたします。

よろしくお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、教育行政につきまして、大きく2項目ご質問がございましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

まず最初に、英語についてのご質問でございますが、1点目、小学校、中学校における現在の授業時数、方法についてでございます。

小学校におきましては、3年生、4年生で年間20時間の授業時数を教育委員会が独自に開発をいたしました教材を使用して、担任と市で採用しましたALTとのチームティーチングにより実施をいたしております。同じく小学校5年、6年生におきましては、年間35時間の授業時数を、文部科学省から配布されました教材を使用して、担任と市で雇用しました英語支援員によりますチームティーチングにより実施をいたしております。

中学校におきましては、新学習指導要領により週4時間、各学年年間140時間の授業時数を確保することと定められております。授業につきましては、主に英語科教員が指導をいたしますが、必要に応じてALTとのチームティーチングより実施をいたしておるところでございます。

次に、授業における課題と対応についてのお尋ねでございますけれども、課題の1つ目は、コミュニケーション能力を育成する授業づくりにおける指導者の指導力向上等を考えております。この課題への対応といたしまして、今年度は担当指導主事がすべての中学校を訪問し、全英語科教員の

授業を参観した上で、指導、支援を行っております。

また、ALTにつきましては、春、夏の長期休業を利用いたしまして、10日間にわたる集中した研修を行っております。

課題の2つ目でございますけれども、特に中学校の先生方に小学校で行われている英語教育の内容についての理解をしてもらうことであろうと考えます。そのためにALTや英語支援員も参加した小中学校合同の研修会を年2回開催いたしております。

次に、3つ目のご質問ですが、今後検討すべき方策でございますけれども、1つは小学校英語教育の成果についての検証を行うことと考えております。現在、その検証方法について検討をしているところでありますけれども、その検証結果を受けて、今後小学校1、2年生における英語教育のあり方につきましても、検討をする必要があるものというふうに思っております。

2つ目は、ALTが学校規模の違いによる生徒1人当たりにかかわる時間の不均衡を解消し、より充実した効果的な英語教育を実践していくために、今後とも英語教育の環境の整備、改善に向けた研究を進めていくということであろうと思っております。

続いて、大きく2つ目のご質問でございます小中一貫教育につきまして、お答えをいたします。

まず1つ目、小中一貫教育について、本市がモデルとする先進校の事例はどこかと、また、そこで実践されている具体的内容についてのご質問ですが、本市の小中一貫基本方針策定に当たりましては、東京都練馬区、新潟県三条市での事例など各地の先行する実践を参考にしております。

具体的な実践の内容につきましては、現行の小中6・3制を柱にしながらも、発達の段階に応じ

て4・3・2という教育区分を設けて指導に当たったり、小中学校教職員が共同で指導体制を構築し、相互に交流を図ったりするなどのことが挙げられます。授業におきましても、小学校高学年において一部教科担任制を導入し、中学校とのギャップを少なくする工夫を行うなどの点も共通しております。

また、学校の設置形態においても、施設一体型、施設分離型などの実践を参考にさせていただきました。

2つ目の塩原での小中一貫教育の考え方につきましては、お答え申し上げます。

那須塩原市小中一貫教育基本方針では、塩原小学校と塩原中学校を統合した形で、9年間を見通したカリキュラムを編制した小中一貫校を開校する運びとなっております。現在、平成26年4月の開校に向けまして、小中一貫教育研究推進事業指定を行い、教育目標「目指す児童生徒像」の設定や、研究教科等の設定について話し合い、研究、実践をしているところでございます。

小規模校のよさと地域性を生かし、小学校3年から始まる総合的な学習の時間により7年間を見通した地域学習や体験学習を進め、塩原の将来を担う児童生徒の育成を図ることを念頭に、実践を重ねているところでございます。

また、小中学校教員の相互乗り入れによる教科担任制を実施することといたしております。

最後のご質問でございます小中一貫教育を進める中で、留意すべき点についてでございます。

重要な留意点といたしましては、本市においては旧中学校区で施設分離型の小中一貫教育校として教育活動が行われることとなりますので、小中学校教員の十分な意思疎通と、相互の教育活動への理解が欠かせません。また、児童生徒の実態に応じた効果的なカリキュラム編制、学校行事等の

設定についても、十分考慮することが必要になる
うと考えております。

また、人事面での相互交流、配置上の配慮等につ
きましても、所有する教員免許状等の関係から
の課題があろうと、こう現在思っておるところで
あります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、順次再質問を
させていただきたいと思えます。

項目が6つほどありまして、今、教育長さんの
ほうからご説明があったわけでございますけれど
も、書き取れないところもありましたので、また、
再質問をする場合もありますので、よろしく願
いしたいというふうに思っております。

まず初めに、現在の授業ということで時数等に
ついては、今お答えいただいたわけでございます
けれども、そういう中において、小学校3、4年
生は年間20時間、そして市独自のALTと担任の
先生でやっているんだと。そういう中で市独自の
教材でそれをやっているんだということでござい
ますけれども、この年間20時間という時間の目標
といえますか、到達点といえますかそれはどのよ
うに考えていらっしゃるのか、また、5、6年生
も年間35時間と、英語に堪能な日本人の支援員と
担任の先生でもって、週1回やっている。中学
校においてはみんなALT10名の先生が、週4時
間で140時間やっているんだと言いますけれども、
この英語の授業の目標というものは、どのような
ものなのか。

例えば、3、4年生においてはこの20時間で最
終的には、例えば楽しい会話ができるとか、この
35時間、5、6年生ではどういうふうなこと、そ
ういう目標というものはどこに置いているのか、
まずお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

まず、小学校の3年生、4年生につきましては、
本市は教育課程の特区申請をいたしております、
特別な教育課程を編成させていただいて実施をし
ておりますので、本市独自の取り上げ方というふ
うなことでご理解いただきたいと思えます。

また、5年生、6年生につきましては、ご承知
のとおり現在実施をされております現行の学習指
導要領の改定に合わせて、必修化されて現在
週1時間ということで実施をされているというこ
とを、まずお話し申し上げたいと思えます。

その上で、小学校におきましては、初歩的な英
語を聞いて話の意向などを理解できるようにする、
あるいは自分の考えなどを話すことができるよう
になる、あるいは先ほども申しましたように英語
に慣れ親しみ、初歩的な英語を使ってコミュニケ
ーションを図るといようなことを、学年の発達
段階に合わせて繰り返し指導をしていくというよ
うなことであろうというふうに、私も理解して
おります。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そういう中におきまして、
先生方も年間2回研修をなさっているわけござ
いますけれども、小中合同で研修会を年2回やっ
ているんだと、英語教育研修ということで。また、
ALTの先生も年2回、小中の先生方と一緒に研
修をやっているんだということでございますけれ
ども、この研修の内容というものは、どんなもの
なんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、小中で合同で研
修を行うことの狙いでございますけれども、以前

であれば英語というものは子どもたちは中学校に入って初めて接する教科ということでありました。しかし現在、ご承知のように小学校から英語活動が取り入れられておりますので、中学校に入る時点である程度子どもたちは英語に慣れ親しんでおります。どの程度の理解をしているかということ、しっかり中学校側で理解をした上で、中学校としての英語教育をどう行っていくか、授業をどう構築していくかということは、先ほど申し上げましたように特に中学校側から小学校で行っている英語教育活動の内容について、よく理解していただくということが大変重要であろうと、こう考えておまして、私どもは合同の研修会を実施しているというようなことでございます。

また、その内容につきましては、子どもたちにさまざまなアクティビティを課していくわけですが、そういったものが最初にプランされたものを実践していく中で、その内容等につきまして改善を加えていく必要がありますので、実践したものを評価しながら、その内容を順次充実させていく、そういったことも含めた研修というふうにご理解いただければと思います。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 小学校の場合は、やはり英語を発言することに自信を持って、会話をすることが楽しいと感じることができるように、最終的にはなったほうがいいのかなというような、そういう考えの方もいらっしゃるわけでございまして、そういう中におきまして、やはりこの外国語活動の目標というものがあると思います。

私は、ある文面から言語や文化への気付き、コミュニケーションへの積極性、外国語への慣れ親しみというようなことが言われているわけでございますけれども、先ほど教育長さんのほうからも、コミュニケーションについてはお話があったわけ

でございますけれども、これについては2番目でちょっと質問したいと思っておりますけれども、これらの目標を達成するために授業設計等もいろいろやっているのではないかと思うんですけれども、その授業設計については、教育委員会としてはどのようにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほどお答えした中にありましたが、特に小学校の3年生、4年生につきましては、小学校はご承知のように学級担任制でございますので、基本的にはすべての教科を学級担任が行うわけでございます。小学校の教員につきましては、免許取得の際に特に教科教育法の中に英語というものが入って、それを履修してきたわけではございませんので、免許取得後それぞれの先生方が英語に関してどういうことかスキルを身につけてきているかに大変大きな開きがあることは現実だろうと、こう思っております。

それらをカバーする意味で、ネイティブのALTにアシスタントしていただきながら、あるいは子どもたちにとっては、やはり英語を使うことの楽しさというものを十分味わってもらおう。それが、特に小さい学年の子どもたちにとっては重要ではないのかなと、こんなふうに思っております。

当然、子どもたちは英語を使うことができ慣れてくれば、それを試したい、使って意思の疎通を図りたいと、そういう衝動に駆られるものが子どもであろうと、こう思っておりますので、そういった機会あるいは自分たちが身につけたスキルがどの程度のものなのかということを試す、そういった機会というのも今後いろいろ考えていく必要があるのかなと、こんなふうに思っております。

ですから、3つ目のご質問でお答えしましたと

おり、小学校英語教育がこれでよかったのかどうかということは、例えば一つの方法としてはそういったスキルをある程度スタンダードなもので確かめるとか、そういったことも一つの方法ではないのかなというふうにも考えたりいたしております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 何か私が質問をしている中でも、非常に難しいなと思いつつながら質問をしているんですけども、2番に入っていきたいと思うんですけども、 の課題点とその対応についてというようなことで、教育長さんのほうからお話があったわけでごさいます、その中で私も担当の方にお話を聞いたときに、山本先生でしたか、いろいろお話を伺ったときに、やはりこのコミュニケーションというようなことが非常に大切なんだと、そういうものでもって指導力の育成をしていると。そして、先ほどお話がありましたように、全英語科教員の授業を参観して、そして、指導をしているんだというお話を聞いたわけでごさいますけれども、そのコミュニケーションということでございませうけれども、やはり授業の山場で相手が伝えようとするのを理解したい、また、自分の考えや気持ちなどを伝えたいというコミュニケーションを楽しむ視点が重要ではないか。

また、外国語を通してコミュニケーション能力の素地として、この学級の子どもたちに何を学ばせるのかという視点で、授業づくりを見直すことも必要ではないかというようなことを言われているわけでごさいますけれども、教育長さんのご見解はいかがでしょう。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 菊地議員がおっしゃるとおり、言語というのはコミュニケーションツ

ルでございますので、やはり意思が通い合うことの楽しさということはちょっと誤解があるかもしれませんが、そういったものとしてとらえることも大変重要であろうと思っております。

残念ながら、子どもたちが一生懸命授業の中で英語を使うことを私もよく目にしておりますけれども、それがその授業を離れた日常生活の中でどの程度使えるかということに関しまして、やはりまだまだ環境が整っていない、そういったところがこのまだまだ改善すべき点の1つかなというふうに、私個人的には考えております。

ほかの外国の場合ですと、日常的に学んだものがすぐツールとしてつかわなきゃならない、そういう場面の設定がある場合もあつたりします。そういったところをやはり考えていかなきゃならないというふうに思っておりますし、もう一つは、やはりコミュニケーションである以上は、自分が伝えたいものをしっかり持つということが、これまた大事なことであろうと思っております。

ですから、そのツールに対するスキルアップを図ると同時に、一人一人の子どもたちがしっかりと相手に自分の考えを伝える、そういうことを英語活動以外の場面でも意識的に学校教育の中でやっていくということ、あるいはあわせてちょっと英語と対岸にあります国語教育ですね、そちらにつきましても同じように重要なものと考えておりますので、それにつきましても各学校においてしっかりやっていただいているものと、こんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そういう中におきまして、このコミュニケーションの要綱を高める方策として、ハイフレンズというようなことが言われておりますけれども、これについてのご説明といひますか、ご見解をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 文部科学省の作成した教材のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、学年に応じて子どもたちが楽しみながら英語に親しんでいく、あるいは基礎的な英語を使う能力を高めていくために、順を追って編成されている教材であろうというふうに私どもは認識しております。

ただ、ご承知のように教科書というか、そういうテキストを教えるのではなくて、テキストを使って活動を通して言語に対する親しみとか能力とかを養っていくものであるというふうに考えて、現在授業づくりにかかわっていただいております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ハイフレンズは、今、教育長さんがおっしゃったように、多分国のほうから出ているレッスン書ではないかと思えますけれども、こういうものを使って全国の各小学校が英語の勉強をやっているという現状があるわけでございまして、そういう中におきまして、やはりこの課題点というようなことで、1時間の授業で何を狙うのかというのを焦点化して、子どもたち自身に活動の見通しを持たせることが大切なのではないかと思えますけれども、これらの授業は当市においてはどのように考えてなさっているのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 各時間の中身でございますけれども、基本的には一つのセンテンスというのか、フレーズというんでしょうか、その会話の基本形を用いて、さまざまな動作を取り入れながら、それを自然に使えるようにする。1時間の中で、小学校ですと45分ですけども、その中で

そういった活動を行うというような構成になっているというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） こういう中でやはりその英語の授業のときに、トゥデイズ・ゴールということで、きょうのゴールというようなことで、要するに活動目標を掲げて、そして授業をしている学校もあると。やはりこういう目標を掲げてやっているのは、その次につながる必要な活動というそういうとらえ方ができるのではないかというようなことでやっているんだというような記事がございました。そういうこともあわせて、ちょっとご検討をお願いしたいなというふうに思っております。

また、要するにALTと支援委員の先生と担任の先生の関わり合いと申しますが、お互いにチームティーチングということで連携しながらやっているわけでございますけれども、そういう中においてこういう記事がございました。

ALTは学級の子どもたちの実態を把握しているわけではないので、子どもたちの様子を十分見取らないまま活動を進めていくことがあり、子どもたちに英語の本当の楽しさを感じさせるには不十分であると。

また、子どもたちの実態を把握しているのは学級担任である。これからはALTに任せる部分と学級担任が考える部分とをうまく分担しながら、あくまで学級担任が主導で実践していくことが大切であるというふうに言われておりますが、当市ではきっとこのようにはなさっていると思えますが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まさしく菊地議員がおっしゃるとおり、特に小学校におきましてはやは

り学級担任制であるわけでありまして、英語活動につきましても中心になるのはあくまでも担任。その活動をアシストするのが低学年であればALT、5、6年生であればさらに担任とのコミュニケーションが英語であれば一番よいわけですが、なかなか英語に慣れられない場合には、日本人のアシスタントティーチャーですので、そここのところを授業の中できめ細かにコミュニケーションをとりながら授業を進めていくという場面をよく見ております。

また、ALTとの授業におきましても、実はぶっつけ本番で授業をするわけではございませんで、授業をする前の段階できちんと打ち合わせをして、きょうの1時間、どういう展開でいく、どういう流れでいく、ALTはどういう場面でどういう役割をするということを、事前に確認をしてそして授業に当たっているというようなことが、本市における実態でございますのでご理解いただければと思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） に入りたいと思っておりますが、今後の方策というようなことで、先ほど教育長さんのほうからも、やはり小学校の成果等を検証して今後考えていきたい。先日の事前の打ち合わせの中では、英語検定なんかも考慮したいんだというようなお話も伺ったわけでございますし、また、小学校の1、2年生に学年を拡大検討していきたいんだというお話もあったわけでございますし、また、その全中学校に配置されているALTの先生なんですけれども、やはり大規模校には1人ではなくて配置増ですか、2人とかというようなそういうことでないと、やはり少ない学校と多い学校ではちょっと差ができてしまうのではないかというお話を聞いたわけでございますけれども、そういう中においてこの1年生から英語教育

をやっているという学校も、相当あるのではないかなと思うんですけれども、これらのことについて検証はなされたことがあるんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 小学校1、2年生における英語教育でございますけれども、本市は小学校は3年生以上ということで実施をいたしております。私自身、小学校1、2年生について実施をしている学校につきましては、そう多く見てはおりません。

ただ、国の動きとしまして、ご存じのように次年度の国のほうの予算要求の中で、世界に飛躍するグローバル人材の育成という枠の中で、小学校の1、2年生にまで英語活動を広げることについての調査研究についての予算要求を国で行ったりしておりますので、国レベルでも小学校1、2年生についての英語教育について、そのあり方について研究される方向に行っているということは、認識をいたしております。

本市におきまして、どのような形がいいのかにつきましては、今後、現在行っております小学校におけます英語活動を検証する中で、その学年を下げるかどうかにつきましても十分に時間をかけて検討をしていきたいというふうに思っておりますし、先ほど申しましたように、英語教育と同時に小学校におきまして、やはり基礎となる国語教育につきましてもしっかりとやっていかなきゃならないということを私個人的には思っておりますので、そういったものも絡めて今後のあり方につきまして検討をしていきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） その小学校1年生から英語をやっているという学校が、北海道にございます。小学校1、2年で15時間やっているんだと。

それから、平成22年度第16回日本教育公務員弘済会で、弘済会の教育賞の学校部門で最優秀賞に輝いた熊本県の産山村立産山中学校では、小学校1年生から中学校3年生まで英会話科で英語を学んでいたというようなお話もあるわけでございまして、やはり1年生からやるのと3、4年生からやるのでは、ちょっと差ができるのかなということなので、十分ご検討もなさっているところでございますけれども、ぜひともそういうことで早急な導入に向けてご検討をお願いしたいと。

そこで、実は検討すべき方策として電子黒板というものが先生に自信を与えているんだという記事もあるんですけども、この電子黒板についてはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 電子黒板につきましては、ご承知のように英語活動に限らず、あらゆる教科において導入が進められておりまして、大変教育効果の高いものというふうに私自身認識をいたしております。

英語活動につきましては、いろいろな教材というんでしょうかそういったものを織りまぜていながら、子どもたちが積極的に活動をするそういった時間を十分確保していくということがとても大事なことであらうと、こう思っておりますのでその活動を支援する一つのツールとして、電子黒板ということについても検討をする一つの材料にはなるのかなと、こんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） あと1つ、茨城県の教育委員会では、全中学校に英語の発音力ソフトというものを導入したんだという話があるわけでございまして、やはりこれはみずからのペースで発音練習ができるメリットがあるんだと。楽しいとい

う生徒たちが多くなったというようなことなので、この発音力ソフトについてもご検討をお願いしたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今、議員がおっしゃったものについては、ちょっと私は認識不足ですが、私のほうで知っているものでありますと千葉県の松戸市ですが、教育委員会が編集した小学校用英語活動のDVDソフトがございます。これは私も見たんですけども、画面の中にネイティブの方が出てきて、わかりやすく発音して楽しく、そのペースに合わせて子どもたちが活動していけるような編集になっておりました。

お聞きしますと、これは本当に自主的な松戸市教育委員会オリジナルの教材だということで、開発費も相当かかったというふうに伺っておりますが、各地におきましてそういった先行している教材等もありますので、そういったものの情報をたくさん集めながら大いに研究していきたいと、このように思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） については終わりにさせていただきます。

次に、の小中一貫教育についてということで、まず です。モデルとして練馬と、それから新潟の三条市ですか、これを参考にしたんだというようなお話があったわけでございます。そしてさらに中央教育審議会の答申も参考にしたというようなことでございますけれども、これらの参考にした中で、当市で取り入れたものはあるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほどもお答えいたしましたように、学年の区切りを現行では6・3制でございますが、それを意識的に意識として小学校を1年から4年までの4、5年から中1までの3、そして中2、3の2という、これはこの区切り方につきましては全国各地で実践されております中では、4・3・2もあればもっと違う区切り方もある事例もお聞きしております。

その中で、先ほど申し上げましたような先行する実践例の中から、こういった区切りというもの取り入れております。また、教科担任制導入も同様でございます。また、指導体制をどう構築していくかという部分につきましては、さまざまなノウハウがございますので、そういったものも大いに参考にさせていただきながら、本市の小中一貫教育基本方針の策定が行われたというふうに理解しております。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 当市は小中一貫教育4・3・2ということでやるんだということでございますけれども、5・2・2でやっているところもあると思います。10歳の壁、また中1ギャップとかというようなことで、そういう割り振りをしているのではないかと思いますけれども、その5・2・2、2・2はあれなんですけれども、5にしている根拠とありますが、4にしている、どうな

んでしょうか、ちょっとすみません。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） これの考え方はいろいろあるのかなというふうに思いますが、私自身、実はこのことにつきましても以前、ちょっと研究したことがございまして、本地区ですね、那須地区におけます児童生徒の過去30年間の体格の統計がございまして、それをちょっと処理してみましたら、30年前と現在の子どもたちの体格ですが、これは明らかに30年前とは学年が1あるいは2つ前倒しになっているそういった傾向もございまして、

ですから、子どもたちのその発達段階に合うかわりというそういう視点で区切った時には4、そして自我が目覚める小学校5年生から中学校1年生、そして最終段階進路に向かう中学校の2年、3年という、こういう区切りも一つ出てくるのかなと。

それから、中学校におきましても、私も多くの子どもたちを見ているわけですが、中学校1年生の教室に行くといつも感じるのは、4月、5月、6月、夏休み前の子どもたちの顔つきと、夏休みを越した後の顔つきは明らかに違います。それだけ子どもがぐんと成長するというんでしょうか、そういう力を子どもたちは持っているなといつも驚くわけですが、そういうような今の子どもたちの発達段階に応じた適切なかわりをするという、そういうことは学年の区切りがどうであれ大切なことではないのかなと、こんなふうに考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、のほうに移らせていただきますけれども、塩原の場合、一体型というようなことで校舎一体型、同一敷地型というようなことで小学校、要するに第2期といい

ますか、5、6年生ですか、高学年において小学校教員と中学校教員の相互乗り入れによる教科担任制をできるだけ拡充するというような記事があるわけですよね。このことについてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 小学校の教育につきましては、何度も申し上げておりますとおり基本が学級担任制であります。この制度のベースにあるものは、やはり子どもたちに日常的に接する中で子どもたちの成長を促すという、同じ人物がかかわりを持つことによって教育効果が出てくるということもあるのかなと思いますが、子どもたちが成長をしていきまして、高学年になってきますと先ほど申しましたように精神的な自立もしてくる、さらに教科の専門性も強くなってくる。

そういう中で、子どもたちのその学習のニーズに合わせた授業となれば、より教科の専門性を意識した授業をするということも求められてくるのかなというふうに思っております。そういう意味で、小学校の先生方は、オールラウンドの小学校の教員の免許証であるわけですが、そういったものに対して、より専門性の強い理科であるとか、社会であるとかそういった専門性を意識したそういった授業を行うことによって、子どもたちのさらに学習意欲、興味関心をさらに高めていく。あるいは、学習効果を狙うそういうようなこともあって、その教科担任制の導入というのが計画の中に入っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 平成26年4月1日から開校するのではないかと思いますけれども、準備万端整っているとは思いますが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 現在、さまざまな方々のご理解、ご協力をいただきまして計画が進んでおります。現在は、校舎関係につきましてもレイアウトが固まりまして、本設計に入っていたり、あるいは仮の校舎を建設するための準備等々進んでおります。

また、制度面につきましても施設一体型の小中一貫教育ということで、実は国におきましても義務教育学校という新たな制度を検討する動きがあったわけでありまして、私たちもそれに大いに期待をしていたところでございますけれども、つい先ごろ、7月13日だったでしょうか、中教審の教育課程部会の作業部会のほうから、小中連携一貫教育に関する主な意見等の整理ということで、新たな義務教育学校制度というものについての意見書がまとまりました。

論調としては、非常に慎重にこれは扱うべきではないかというようなことでありまして、教育関係の情報誌などの見出しでは、「義務教育学校は見送る方向」というようなことが出ていたりしまして、ちょっと残念だなというような気もいたしますが、これはこれといたしまして、この意見書の中でも、現行制度の中で十分小中一貫教育については行えるというようなことも記されておりますので、私たちは初めから計画していたものに沿って、塩原の方たちも大いに期待を寄せていただいております。さまざまな建設的な意見もちょうだいしております。

そういったものも合わせまして素晴らしい学校、それからシステム、そういったものができ上がって、子どもたちが生き生きと活動できる、そういったものになるように鋭意努力していきたいと、こう思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、今度は、最後に入ります。

ここでちょっと1点だけ、実は資料をいただいたときに連携型として平成26年までに黒磯北中学校校区も一貫校として行うというような記事が載っておりました。先ほど教育長さんの話の中にも、旧中学校区を分裂型でやっているんだというようなお話があったわけでございますけれども、この北中学校区も一貫校として平成26年までに行うことになっているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ねの黒磯北中学校区でございますが、今年度から連携型ということで研究指定をさせていただきます、平成26年から実施というふうな計画になってございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 課題、留意すべき点ということでございますけれども、この資料を見ますと不登校児童生徒の出現率について、小学校においても減少傾向は見られない。中学校1年生でも大きい値を示している。

また、学習内容の定着度についても、中学校1年生時の定着度が低く、小学校6年生から中学校1年生の接続に課題を感じているというような記事があるわけでございますけれども、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 「那須塩原市小中一貫教育基本方針」の冊子の中の記事についてのお尋ねかというふうに理解しておりますけれども、おっしゃるように子どもはそういった課題を克服するための一つの方策として、9年間をつなぐ教育

を実践するというところでこの計画を策定したわけでございます。

これまで統計的に本市は非常に不登校児童生徒の出現率が高いということ、これは一つには学年の出現率を見ていったときに、中学校1年生のところから急激にふえるという傾向がございまして、そのところをどう克服していったらいいかということ等もその中に当然入っております。

また、授業につきましても、先ほどお話を申し上げましたとおり、小学校高学年から教科担任制にシフトすることによって、中学校はご承知のように教科担任制で行っておりますので、教科ごとに毎時間毎時間先生が違つと、そういったところに小学校の今までの学級担任制、教科が変わっても同じ先生が授業をするということとの違いというものに、なかなか慣れられないというんでしょうか、そういった部分がございましたので、そういったものもこの小中一貫教育を進める中で、少しずつではありましようが解決していきけるのではないのかと、こんなふうに思っております。

ただ、これにつきましても先ほど申しましたように課題は大変多いわけでありまして、施設一体型であれば移動にもそうそう時間をかけずに教員の交流もできます。しかし、分離型でありますと施設が違いますので、その間を移動する時間も要しますし、ご承知のように現在、特に小学校におきましては授業時数の増加に伴いまして、先生方も本当に目いっぱい授業時間を持っている。その中で、どうやって組み入れていくかというんですか、そういったことも今後大きな課題になってくるのではないのかというふうに思っております。

私も、先進事例を幾つか見たことはございますが、やはり現体制の中でこれをやろうと思えば、小学校の先生が中学校に行ったときのその空いた駒を、では誰が埋めるんだとそういった人的なバ

ックアップ等につきましても、十分検討していかなければならないというふうに思っております。

また、免許状につきましても、均一に免許状を持っている先生が配置されているわけではございません。当然、そういった学校には今後免許強化等も十分に配慮しながら、そういった教育が支障を来さないようなそういった人事面の配置等につきましても考えていかなければならない。

ですから、現実としてはこれを実施するに当たっては幾つかの大きな課題を、どう今後クリアしていくかということも積極的に検討を加えて実施に向けて準備していきたいと、こんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、最後の質問になっているわけでございますけれども、ここで留意すべき点というようなことで、何点かちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

先ほど電子黒板を導入してというようなお話をしたわけでございますけれども、電子黒板を導入してのICTの有効活用、それから学力の状況を把握するために小中学校で学校カルテ、学級カルテ、個人カルテを作成しているところもあると、このような点についてはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、ICT関係でございますけれども、過去に国の補助事業として電子黒板等の導入に係る事業も実施されたところがあります。確かにICTそういった道具を使って授業を効率的に行うということは、とってもいいことだというふうに思っております。

ただ、電子黒板等につきましても、その電子黒板を活用するためのソフトウェアの充実といったものも大変重要になってくるというふうに思っ

ておりますので、これらにつきましても電子黒板ではありませんけれども、本市におきましてはコンピュータ室にさまざまな教材等も整備し、また、技術がどんどん進んでおりますので、それを見ながら、なるべく最新の教育機器等の整備も検討しながら、授業を構成できるようにしていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この小中一貫教育については、やはり小学校と中学校の先生方の交流というものが非常に大切であると。そういう中において、この全教員に兼務発令が出ているんだという学校もあるわけでございますので、これらの点についてはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） すみません。先ほど、学習カルテにつきましてお答えを失念いたしました。大変失礼いたしました。

これらにつきましても、授業を振り返ると、そして資質を高める授業をどう構築していくかという一つの資料としては、大いに価値があるものというふうに思っています。さまざまな形態で導入されている先行事例等も承知しておりますので、そういったものにつきましても、今後研究していきたいというふうに思っております。

それから、今お尋ねになりました兼務発令でございますけれども、これにつきましては既に先行実施をしているところもございます。教員の任命等につきましても、市町教委ではなくて県教委の発令ということでございますけれども、配置等につきましても、その配置の中から隣接する学校等の兼務をかけることにつきましては、市町教委の申請によって可能でございますので、既に教科担任制等を実施している連携を図っているところでは既

に兼務発令をかけたりにしておりますので、今後、小中一貫教育を進める中で、教員の相互乗り入れというものにつきましてはこの兼務発令というものは必要になってくるというふうを考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 教科と領域ごとに指導方法を共通化していくというところもあるわけですが、いわゆる知・徳・体のバランスの取れた教育の実現を目指したと。要するに知・徳・体の各チームに分けて、全教員がどこかのチームに必ず所属し、指導方法を共通化しながら小中の接続を工夫してきたというところもあるわけですが、これらについてはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員がおっしゃるとおり、この小中連携一貫教育を進めるに当たって、最初に乗り越えなければならない壁の一つに、小学校と中学校のいわゆる学校の文化の違いというものがございます。小学校は小学校独自の、中学校は中学校独自のシステムがあるわけでありまして、そこに勤務する先生方は当然それに慣れ親んでいるわけですので、小学校の先生方から中学校の教育活動を見たときに、あるいは逆に中学校の先生方が小学校の教育活動を見たとき、若干の違和感というんでしょうか、自分たちが日常行っているのとちょっと違うぞというそういう認識を持ったりすることは事実であります。

どこの小中一貫の実践事例におきましても、必ずその小学校と中学校の文化の違いをどう乗り越えるか、先生方がどうそれを理解するかということは、やはりとても大事なことであろうと思ひまして、本市におきましてもそういった部分につき

ましても研究の中で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに私どもは考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 本当にこれが最後の質問になります。

小学校が中学校に引き継いだと思っていた内容が、人事異動や担任編制の中で伝わらないことがある。こうした事態を避けなければ中1ギャップが生まれる原因になると。小学校の当たり前は中学校の当たり前ではなく、その逆にもしかりと言われておりますが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） おっしゃるとおり、小学校から中学校に引き継ぎというのは大変重要なことであろうと思っております。できるだけ一人一人の子どもたちに対して、さらにこの子たちを中学校に送って伸びていくためには、こういったことについて留意していただきたい、あるいはこんなところのすばらしさを持っているということにつきましては、個人ごとにしっかり中学校に引き継いでいるわけです。

ただ、それをしっかりと中学校が受けとめて、4月からのスタートに生かしていただくということがとても重要でありまして、当然のとこながら、ご存じのように年度末によりまして人事異動等もあります。こちら辺の体制も変わると思います。

そういう中で、それが引き継がれないということがあってはならないと思っております。本市におきましては、新たな学年年度がスタートしてほどなく、そういったものがきちんと引き継がれているかどうかについて、中学校単位でしっかりと確認をしている。それから、教育委員会の指導主事もそれに深くかかわっているというのが現状でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 大変ありがとうございました。将来を担う子どもたちでございます。教育のその問題も奥が深いものがありますけれども、教育長さんを先頭として、ぜひとも子どもたちのために今後も頑張ってくださいという話を話しまして、私の一般質問を終わります。

大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、29番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

山本はるひ君

議長（君島一郎君） 次に、24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、通告に従いまして、市政一般質問を行います。

1、情報の共有化について。

市の施策は、国や県と違って市民生活に密着しているものが多く、とりわけ市民の意見がそこに反映されるべきものと考えています。市長は市民の代表であり、施策の方針決定や運営に責任が与えられ、一方の議会は言うまでもなく市長とは独立、対等な立場でチェック機能を果たし、お互いに牽制、協力し合ってよりよい市政の実現を目指していかなければなりません。

このようなことから、これまで市の重要施策や事業については、議員全員協議会などで事前説明があり、議会との情報の共有化が図られてきました。ところが、このたびの再生可能エネルギーの創出推進のための市民ファンドの創設、首都機能バックアップ・キャンプ那須構想などの施策については、唐突にも報道が先行し、議員として市民からの質問にも窮するというありさまでした。

また、8月に行った議会報告会では、放射能汚

染対策に至っても、議会への説明がきちんとないうまま、あたかも決まったかのような内容で報道がなされたことに、市民からは議会軽視ではないのかという厳しいご意見をいただいたところです。

そこで市長は、議会、市民との情報の共有化、施策の説明責任についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 山本議員の質問にお答えいたします。

二元代表制の一翼を担う議会に対しましては、執行部で保有する情報はできるだけ共有すべきものと考えておりまして、積極的に情報の提供を図っております。

状況の提供については、議員よりご指摘のあった議会軽視などととらえられることのないよう、公表される情報が適切な形で報道されるよう今後も努力してまいります。

議会とのさらなる情報共有を図るため、本年から会派代表者との懇談会を新たに行わせていただき、さまざまな情報の交換をさせていただいております。

これについても、先ほどご指摘のありましたいわゆる市民生活に密着している、市民の意見が反映されなければならない、そういう観点も多く含まれておりまして、私が1人で会うよりも、議会の代表の多くの皆さんが市民に会っているものが、より民意にとても近いと、こういう判断の中で行わせていただいたわけです。また、今後も議会あるいは市民に対し、正しい情報を迅速に提供できるよう努力してまいります。

ご指摘のあった再生可能エネルギー創出推進のための市民ファンドの創設、首都機能バックアッ

ブ・キャンプ那須構想などの施策について、唐突過ぎるのではないかというお話もございましたが、私個人としては選挙、市長選に出るときから多くの場面でこういう話をしておりまして、これはそれが全市民に伝わっていたかどうかはわかりませんが、そういうこともあって唐突というそういう認識は持っておりませんでした。

ただ、新聞に出たのが、これは公式な発表が何も無い中で、おっ、出ちゃったみたいない感じで私も受けとめておりまして、その辺の情報の管理については今後とも厳正に対応していきたいと考えています。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、幾つか再質問をいたします。

まず、市長にお伺いしたいんですが、当たり前なことで、そんなことを聞くなというふうに思わずお尋ねします。

行政情報はどなたのものなのか、そして、その公開についてどうあるべきだと思っていられるかについて、お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今の質問でございますけれども、これは執行部と市長と、県なら知事と執行部と議会、こういうものとの命題でありまして、どこまで黙っていて突然出すかというこれが本当にいいものなのか、あるいはある程度やはりこういう考えもあるよということを、議会の代表者等にお話をしながら、詰めたものを発表していくのがいいのか、そういう点では私は今みずからがとっている方法が最良の方法だと、こういうことで理解をしております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） すみません。最初の質問、行政情報はどなたのものなのかということについてのお答えを、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 私のほうから代わって答弁させていただきますが、当然、行政情報につきましては市民含めて市に関係する者すべてが、当然共有するものだと思っております。

ただ、私も情報公開法という法律をつくった経緯もありますので、そういう点から申し上げると幾つか情報の公開という意味でいえば、例外的に非公開とすべきものもあると考えています。その中の一つに、政策の意思決定過程情報というのがあります。

実際どういう形で話を、中で検討をするかそういうものは真摯に中での議論が必要でありますので、そういうものについてはなかなか対外的には出せないところもあるというふうに考えております。

ただ、一方ですべてが出た決定なり議会にお諮りするときには、当然後でどのような形であったか、そこら辺の透明性は確保しなければいけないと思っておりますし、また、政策の意思決定過程情報がいわゆる不当な形で外に漏れいされる、そういうことがあってはならないというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 行政情報はどなたのものかというふうにお尋ねした場合、私はすぐにそれは市民のものだというふうに答えるのが当然だと思っておりましたので、ちょっと今心臓がバクバクしております。

行政の情報というのは市民のものだと思ってお

ります。そして、その公開についてどうあるべきかということは、もう前提としてすべて公開すべき。けれども、今、副市長がおっしゃいましたように、市民の利害に影響するものなどについては、公開をするところではないということで、利害に影響しないもの以外は公開すべきものです。これは多分通説だと思っております。

そういうことがずっと出てこなかったの、ちょっと次の質問、困るんですけども進めていきます。

情報というのは、やはり市が整理して積極的にそれを市民に開示するものだと思っています。利用したい市民が、ということは議員もなんですが、だれもが利用できなければならないものだと思います。

そこでお尋ねするんですけども、市の職員の中には市の情報は何かご自分のものだとか、市のものだとか勘違いをしていらっしゃる方がいらっしゃいまして、上司にお伺いを立てなければ見せないとか、あるいは行政情報公開条例を使えとか実際そういうことがございました。そのことにつきまして、市長はどのように思っているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） まず先ほどの答弁に關しまして、若干言葉が足りないところがあったのかもしれないので改めて申し上げますと、行政の情報に關していえば、それは当然市民も含めて共有すべきものだというふうに理解しております。その意味で、ただすべてを公開していいのかどうかということに關しましては、それは国の法律もそうですし、また、各自治体でつくっている条例もそうですけれども、一部の政策の意思決定過程情報につきましては、それは議論をしている最中で、

それがすべて外に漏えいしてしまうということは問題であるということでございます。

それ以外に、個人情報等いろいろありますので、そういうものについては十分精査した上で、原則は公開ではありますけれども、それを公開することによって他の人の権利、人権が侵害される、あるいは政策の意思決定過程がゆがめられる恐れがある、そういうものについては当然非公開と。それも別に条件的な問題でありまして、政策の意思決定過程情報であれば、先ほども申し上げましたけれども、繰り返しになりますがすべてがある程度決定した後に、議会にも説明した後に、どういう過程で、どういうプロセスで決まっていたかと、そういうようなものについては当然説明する責任が市のほうもあると思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 私は、市というのは市長と、市長というのは執行部というふうに言わなければいけないのかもしれないのですが、議会とそれこそ二元代表制で、私は尋ねているものにつきまして副市長がお答えになっていらっしゃることに對してとても違和感を感じるんですが、これは市長の考えと同じだというふうに理解をしてよろしいんですか、ちょっとそれだけ確認をいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） はい、それは同じです。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） わかりました。何か本当にモチベーションが上がらなくなってくるんですが、頑張って質問をしていきます。

現実として、情報がこの那須塩原市におきましては職員の判断によって、情報が出たり出なかつ

たりということが起きています。そのことを用語として裁量的秘密主義というようなことで言っていると思うんですけども、そういうことがあってはならないということで私は、今、副市長の答弁を聞いていて特に思ったんですが、これについてはルールづくりが必要だというふうに思うんですけども、それについてはどのように思いますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 情報の公開につきましては条例がございますので、それにのっとって適正に情報は公開をしているつもりでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 市の情報は先ほども申しましたように、原則公開のものだと思うのです。先ほど、過程でゆがめられるからどうこうというふうにおっしゃいましたが、物事が決まっていく過程というのは大変重要なところでありまして、議会としてもこれ、こういうふうに決まったという結果を知らされただけでは議論ができません。

そういう意味では、過程や説明というのは大変重要なところだと思っています。そして、情報公開できないものというのは、先ほども申して何かしつこいようですけども、やはり市民一人一人の利害に影響するものについては、やはり出しはけないのであって、執行部なり市の職員が持っている情報というのは、基本的にやはり公開されるべきものだというふうに思うんです。

ところが、それがここにいらっしゃる執行部の方ではそういうことはないだろうと思うんですけども、時に窓口に聞きに行きますと、本当にそんな市民に対しての個人情報が入っていないようなものまで出せないというふうに言います。上に聞かないと出せない。

今はファイリングシステムとかとやっていますよね。ファイリングシステムで多分情報というのは一元化されているんだと思うんですが、机の上にはいろいろなもう資料があるものを出してきては見て、これは議員には見せられない、こっちを出してきて、これは聞かなきゃ見せられないということが現実に起こっているんです。

それに対して、改めて私はそういうことがあってはならないと思うので、情報公開条例ではなくてほかのルールというものがあってもいいのではないかとということで、お尋ねをしています。

再度その点についてお答えをいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） いわゆる議員からこういった情報というケースは多々あるかと思えます。そういった中で、一職員の判断では、これを出していいものか、出して悪いものかというのがつかない場合もあるかと思えます。そういった中で、上司に判断を仰いでその上司のほうが出してもいい、悪いというような形でやるものは、ごく当然であるというふうに思っております。

ルールづくりということでございますけれども、どういったものがルールづくりに適すのかということもあるかと思えますけれども、現在、そういった資料の提供等につきましては、一般的に出せる範囲で出しているという現状であるかと思っております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、総務部長がルールはあってもいいけれども、そのルールづくりはどんなものがあるのか検討がつかないみたいなというか、思いつかないというのが今おっしゃられませんでしたので、私としてはこのルールづくりの

一番、もし、もしですよ、大変ですけどもつくればいいと思うものは、やはり自治基本条例だと思っております。

私たち議会は3月に、議会基本条例をつくりました。議会基本条例というのは自治基本条例とセットになっているようなものだと思います。もしかすると、自治基本条例があって議会基本条例があるのかもしれませんが。

私は、自治基本条例をつくったらどうかと聞いても、きつつくる気はないとおっしゃらないかもしれませんが、検討をしたいとか、研究したいとかいう答えしか来ないと思ったので、何かのルール、もう少し緩やかなルールづくりが必要なのではないかと遠慮して聞いたつもりなんです。そういうお答えですので改めてお尋ねいたします。

那須塩原市にあっては、自治基本条例をきちんとつくる気持ちがおありになりますか。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ議員に申し上げます。

質問の中に自治基本条例に関しては入っていないので、質問の内容を修正して質問をお願いしたいと思います。

24番（山本はるひ君） ニセコの自治基本条例、まちづくりの基本条例という有名なものがございまして、それを知らないことはないと思うんですけども、その中にきちっとその自治基本条例の一番のかなめは情報共有と住民参加だというふうに述べております。そしてこれは、その後につくられたいろいろな市の自治基本条例でも、そのところを抑えて自治基本条例をつくっているんです。

確かに質問にはありませんでした。私は最初に申したように、情報は誰のものかと聞いたときに、即市民のものだと答えてくださるものだった

ので、自治基本条例という名前は出すつもりはなかったんですが、最初から想定をしていたようにならなかったの、それでは改めて自治基本条例という名前を出したんであって、これは流れの中で出てきたもので、質問にないというふうに言うのはおかしいです。情報の共有化に自治基本条例はセットです。ですからお答えいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 現段階で自治基本条例の制定に向けて、研究していることも調査していることもございません。これが正直なところでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） わかりました。多分そういうものはないだろうと思ったので、質問の中には入れなかったということで、私の要望といたしましては、やはり自治基本条例はつくっていただくということは必要かなというふうに、今それは感じました。

それで、もう一つ、先ほどの最初の答弁にありました会派代表者との懇談会を行っているということなんですが、多分市長室におきましてことしになって2回ほど、多分会派代表の方と一緒に懇談会をしたんだろうというふうに思っております。

それで、その懇談会を私は会派が1人ですの出ることはないんですけども、その懇談会、今後どんな形で開いていくのか。例えば昨年までですと会派代表者との懇談会は、多分定例ではなかったような気がするんです。ことしからは何かそれを先ほどの答弁では重視してというようなことでしたので、どんな形で市長がされていきたいと思っているのかについて、お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 私は、古い政治家で、政治家というわけではありませんけれども、この世界に身を置いて、やはり何でもかんでも話さなければ全部納得できないと、こういう状況に至ったことはほとんどありませんでした。というのは、この地方も含めて日本の文化なんですけれども、文化論をやるうとは思いませんが「剛毅朴訥、仁に近し」。仁は人間愛。栗川仁ではありません。人間愛を指して、だから、相手を尊重するためにすべてを細かく話し合うと、逆に言って傷つけ合うような場面もあると、こういうようなこともあって、複数の良識のある代表者を、代表者はもともとそういう良識を持ち合わせている方ですので、今現在市で起こっていることを素直に皆さんにお伝えして、批判も仰ぐし、あるいは激励もたまにはいただければと、こんな気持ちで新たに起こさせていただきまして、これは必ず今後も続けたいと思っています。

それは、その原点は、やはり市長としては一番大変な仕事は決断するときなんです。本当にあの議員、この議員、あの人、もう顔がチラチラ浮かんで立ちくらみするほどの決断の前にそういう現象も私は感じておりますけれども、現在と将来に対して確固たる責任を取ると、この一心のもとに私は決断をさせていただいております、そういう点ではできるだけ会派代表者会、あるいはそういう機会、代表者会から漏れ聞いて議員さんに訪ねられれば、また、同じことを皆さんとも共有をしていくと、こういう形で今後ともぜひこの問題については、この課題というか質問については、今後とも必ず続けると、こういうことで理解をいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この質問につきまして

は、市長に余り情報が出てこなかったというようなことでお尋ねをしたところでございますが、もうすぐお昼ですし、ここでまとめをしたいと思えます。

私たち、那須塩原市議会は、去る8月1日から11日まで市内4カ所において議会報告会を開催いたしました。市民の皆様が集まっていただけるかどうか大変不安を抱えての開催でしたが、主催する側の班の方を除いて合計で190人の皆様に参加をしていただきました。

意見交換会ではさまざまな意見や厳しい提言もあり、改めて市民の皆様の議会に対する関心の高さと期待の大きさを実感したところでございます。私が今回情報の共有化についてお伺いをした趣旨は、この報告会を通じて議会は市民の代表として行政の執行に対し、市民の立場から批判、監視をし、市民の権利、利益を守る役割を担っているという議員であればどなたでも自明の議会の役割を強く再認識したからであります。そして、私自身市民の意思が市政に反映されることを念頭に置いた議員活動をしていかなければならないと、改めて自分の指針として心に刻んだところでございます。

施策の執行に当たっては、計画性と即応性という、相反する二面性を持ち合わせていることについては十分に承知をしているつもりです。けれども、先ほど通告で申し上げましたケースについて、幾ら即応性、緊急性のある施策だからといっても突然報道をされ、説明もなく報告がされたもので、これまでの議会のルールを無視したようなやり方に、私は大変危機感を感じています。

論語の中にあるのですが、「子曰く、民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」という孔子の言葉が論語の中にあります。これは間違っ

て理解をされていて、人民は黙って政治に従わせて

おくべきで、一々内容を説明すべきではないというふうになってしまっている。このことは大変残念です。本来の意味は、人民を政道に従わせることはできるが、一人一人にその内容を理解させることは大変に難しいというそういう意味です。時間と労力がかかるんです。物事の内容をわかってもらおうということは大変に難しく、そして苦勞もいるし時間もいるということです。

意思決定の仕方には市長のトップダウンがあることは当然です。それはあっていいと思っています。でも、だからこそ決定への過程やその内容についての丁寧な説明や情報の共有が必要になってくるのではないのでしょうか。

今、那須塩原市で暮らす住民、私たちは特に昨年の3月11日の放射能の汚染以来、地域の何を大切に、そしてどの方向に進むべきかということ自分たち自身のこととして真剣に考えています。議会も行政もこういった市民の声にしっかりと耳を傾けた施策を展開していかなければならないと思います。これからも議会や市民への情報の共有と説明責任を果たしていただきたく、強く要望しこの項の質問を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、2項目めの質問に入ります。

2、教育委員会の役割とあり方について。

大津市で起きたいじめによる中学生男子生徒の自殺の報道で、いじめの問題が改めて注目されています。特にいじめを隠していた学校、教育委員会の対応や態度に問題があると感じています。そこで、本市におけるいじめの実態や対策を踏まえて、教育委員会の役割とあり方について伺います。

文部科学省は8月1日にいじめの件数や取り組み状況についての緊急調査をするように、全国の教育委員会に通知をしたとのことですが、本市の調査報告の内容について伺います。

この報告をするに当たり、教育委員会ではどのような意見や議論があったのかについて、さらに大津市での事件後、教育委員会の会議でいじめの問題についてどのような話し合いがなされているか伺います。

小中学校のいじめに対して、本市の教育委員会として独自の取り組みや対応、対策があるのかについて伺います。

5人の教育委員は、本市の教育について日ごろはどのようなかわり方をしているのか伺います。

教育委員の選任における基準や選考方法について伺います。

本市の教育委員会は地域の教育に市民として責任を持つという、本来の役割をどのようにして果たしているのかについて伺います。

このたび開かれた全国知事会議では、教育委員会制度の形骸化や限界への声が相次いだとのこと。教育長においては、子どもたちの健全な発達と豊かな教育のために、本市の教育委員会はどうかあるべきだとお考えになりますか。また、今後の課題についても、あわせてお聞かせください。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） さきに 番については、私のほうから答えないとちょっと答えにならないということで、教育委員の任命の関係について私のほうからお答えを冒頭させていただきまして、その他の点については、順次教育長から答えさせていただきます。

教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の規定に、「議会の同意を得て市長が任命する」と記されておりますので、私のほうからお答えいたします。

同じ法律の条文の文中に、選任方法とその欠格条項、選任に当たっての配慮条項が規定されておりますが、その主なものは人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとされております。特に欠格条項で挙げられているのは、破産者で復権を得ていない者、あるいは禁固刑以上の刑に処せられた者、こういう者は不適格条件であります。

また、もう1点ございますが、教育委員何名か、その市町によって若干数字が違いますが、委員の年齢、性別、職業に著しい隔たりが生じないように配慮することというようなものが、順次幾つか記載されておりますが、主なものはこのようなことでございます。どうぞよろしく願います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、教育委員会の役割とあり方につきまして、今、市長が答えたところを除いた部分につきまして、私のほうから順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の文部科学省からの緊急調査についてでございます。

8月1日付で文部科学省からいじめの問題に関する児童生徒の実態把握、並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査、これが届い

たわけでございますが、この調査の内容につきましては、昨日、櫻田議員の質問にお答えしておりますが各学校対象、それから教育委員会対象と分かれておりまして、学校を対象とするものとしたしましては認知の件数、あるいはいじめ問題への取り組みに対しての点検状況、アンケート調査の実施の有無、いじめの対応等についてのものであります。

また、教育委員会を対象とするものとしましては、いじめ問題の取り組み状況や学校への指導の状況等についての調査の内容でございました。

既にお答えしておりますとおり、これは速報値でございますが、9月3日現在、小学校におきましては11件、中学校におきましては8件、計19件の認知件数が把握されておりまして、そのうち16件が既に解消されている。3件は現在継続して対応しているというようなことでございました。

次に、2つ目の文部科学省からの当該調査につきましては、8月に開催されました教育委員会定例会の時点ではまだ調査中ではございましたので、会議において当該調査の結果につきましては取り上げることができませんでした。しかしながら、大津市で起きた事件に関連しまして、本市の小中学校におけるいじめの状況につきましては、7月27日に開催いたしました定例会におきまして、本市におきましては前にお話し申し上げましたとおり、3回聞き取り調査を行っておりますので、その第1回目のこととして指導主事が各学校の児童生徒指導担当から聞き取り調査をした結果を報告いたしまして、本市の事務状況につきまして情報の共有化を図ったところでございます。

委員の間では、いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得ることで、いじめをいかに未然に防止するか、またいじめがあったときにどのように対処するかが課題であるとの認

識の共有が図られました。また、委員としての役割と自覚を持って職務に当たりたいというような意見もございました。

次に、3点目のいじめ問題に対する本市独自の取り組みにつきましては、昨日、櫻田議員、東泉議員の市政一般質問にお答えしたとおりでございます。

4点目、5人の教育委員の日ごろのかかわり方についてでございますが、教育委員会委員5人のうち1人は教育長として、教育委員会事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督することとなっております。常勤で勤務をしております。

ほかの非常勤の4人の委員ですが、委員長につきましては市内の校長会議等に出席し、定例の教育委員会で毎月の活動報告もされております。残る3人の委員につきましても、会議以外の活動として学校長の経営方針や学校現場の状況を把握するために、学校訪問をしたり市教育委員会主催、あるいは他の自治体の主催します研修会に参加したりするほか学校行事等に参加しております。

続いて6の項目、地域の教育に市民として責任を持つという本来の役割についてでございますが、教育委員会の役割として、政治的中立を保ちつつ意思決定に地域住民の意向を反映していくことが重要であると、このように考えております。このため、委員が学校、教育機関等を訪問することなどにより、所管する教育機関の状況を把握しPTAとの、団体との意見交換を行うなどさまざまな場を通じて地域住民の意向を把握するように努めているところでございます。

最後、7点目のご質問でございます。

本市の教育委員会のあり方、今後の課題についてお答えを申し上げます。

教育委員会のあり方についての議論が全国的になされていることは承知をしております。それを

踏まえた上で、地方教育行政に係る法律や関係法令に従って、事務局を統括する立場から事務を執行するに当たりまして、何よりも教育委員会は学校や保護者、地域住民との間での相互理解を丁寧に図り、信頼を得ていくことが大切であるというふうに考えております。そのためには、教育委員会の施策について、学校や保護者、地域住民の意見や要望を受ける体制の整備を充実させていくことと、同時に積極的に情報発信を行っていくことが重要であると、このように考えております。

このため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に当たりまして、教育行政に与えられた役割を各教育委員が自覚し、幅広い識見と専門性を発揮して今日的課題に対して的確に、透明性とスピード感をもって処理することが求められているものと思っております。そのために、開かれた教育委員会を目指しまして、今後、点検評価報告書の内容を踏まえ、さまざまな工夫改善を図っていきたくと考えております。

また、教育委員会の施策は、市長事務局との連携により初めて実施が可能となることから、十分な情報の共有と意思疎通を行うことも大切であろうと、こう考えております。それには、このような質疑に対して答弁することは、議会を通して住民に対する教育委員会の説明責任を果たすためにも重要であり、議会との関係も極めて重要であるとこのように認識をいたしております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） では、再質問に入りませう。

から につきましては、いじめの問題でこれに関しましては昨日大変丁寧にいろいろお話を聞かせていただきましたので、細かいことは聞かないことにいたしますが、1つ2つちょっと確認をしたいと思っております。

昨日、小学校で11件、中学校で8件、計19件、そのうち16件は解決をしているんだというお話だったんですが、この中に特に恐喝とか傷害とかいわゆる犯罪にかかわるようないじめというものの事例があったのかどうかということ、それとも一つは、ここでは一応子どもと子どものいじめのことが主なんですが、全国的にいますと児童というより生徒ですかね、中学校におきましては教師に対して、先生に対しての非常に陰湿ないじめもあるというようなことを聞いておりますので、当市におきまして、そのような教師へのいじめがあるのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） いじめの内容、状況等でございますが、まず基本的に子どもはどんなものであっても子どもにとっては大変深刻なものであるというふうな認識でかかわっております。その中で、議員ご質問のような内容につきましては、把握はしてございません。

それから、教師へのことでございますが、現在のところそのような報告は受けておりません。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） いじめについては、いじめられているというふうに感じているものは、多分すべていじめなんだというような認識になると思うんですけれども、私はこれを書いたときには、何かやはり大津の問題が教育委員会の委員さんが知らなかったとか、学校の対応がはっきり言ってしまうと余り情報を出さなくて、うまくいってなかったというような報道が流れていたものですから、その学校に問題があるのではというような書き方をいたしました。ずっといろいろ調べてみますと、いじめはやはり学校関係者だけ

への問題ではなくて、すべての大人がといいますか、地域がやはりかかわっているものなんだなということを確認したところです。

子どものいじめについては、多分、今、携帯電話を使ったショートメールとか、あるいはネットを使っただけのメールなどで見えない形になっていると思います。見えないからこそ、また、中学生などは大人に非常に上手にものを隠しておりますので、学校においてはぜひその見えない部分を見えるような方策をとっていただいて、「ウザイ」とか、「キモイ」とか、「死ね」とかとメールで書いていると、やはり感情によって行動というのが決まってくるということもありますので、だんだん何かそういうふうになってしまうというものは、子どもは特に多いので、そういうふうにならないような方策をとっていただきたいと思うんです。

それについては、スクールカウンセラーをふやそうが、どこかの市でやっているようにいじめ条例をつくらうが、多分解決はしない問題だというふうに思っていますので、学校と地域と、一番は保護者なんだと思うんですが、その辺の連携をもう少し密に取っていただくような方策、そこが教育委員会につながっていくんですが、そういうことをしていただきたいというふうに思って、いじめの部分は終わります。

これは一言、わかっていらっしゃるとは思うんですが、ここで私の言う教育委員会というのは、教育委員会事務局ではなくて、今はどちらかというと教育委員会事務局のことを教育委員会というふうに広くとらえる部分もあるんですが、5人の民間の方、教育長は一人なんですが、選んでいる教育委員会に特化してお話していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、まず最初に、先ほど最初の選任につきましては、市長の部局のことだということで市長

がお答えいただきましたので、1つだけ確認をしておきたいと思います。

今の教育委員さんにつきましては、一応任期はそれぞれ4年ずつということになっておりますので、もう以前の市長において選任をして議会在承認をしたという形になっております。この後、教育長の話はちょっと除いておいて、あとの4人の方につきましてはどんどん4年がたっていくと思うんです。以前はその5人の委員さんについて合併をしたときに、地域割があるというようなことを聞いておりましたが、この後、次々に4年がたったときには、市長におかれましてはどのような地域割のようなことをお考えになって、選任をしていくおつもりなのかどうかについてだけお尋ねしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 再度のお尋ねでございますが、金沢教育委員さんだけは、私が市長になってから承認をいただいて、そういう手続を取らせていただきまして、あとは任期が来次第に前もって議会の同意を得ると。

この合併時にどんな話があったのかは私はちょっとわかりませんが、当然、やはり地域というものをある程度当分の間は重要視しながら選任に当たっていただければと、今咄嗟の質問でございますが、そんなことを考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 教育委員さんにつきましては、那須塩原市の場合は5人ということで決まっているんですけども、全国を見ますと6人のところもございます。私は教育長が1人そこに入っているということであると、民間からというか、市民から選ばれている方は4人、そこで合議制で話し合いをしていくわけなんですけれども、

お一人が教育委員長ということで議事をとっていくと、あと教育長もちろん民間の立場といえど立場なんですけど少し違いますので、3人ということになりまして、やはり教育委員も那須塩原市地域が広がるございますし学校も多いので、5人ではなくて6人というような形もあり得るのではないかと前から思っておりました。

これにつきましても、急に市長のお考えをとってもあれだと思しますので、要望ということで今後、そういう人数を1人ふやすというようなことも考えていただいて、ぜひ教育についてももっといろいろなことを教育委員会で考えていただきたいというふうに、これは要望をいたします。

次に、4番目の質問に戻るんですけども、先ほど教育委員さんは定例の委員会を開いて、そして学校訪問をしたり、行事に参加をする、そしてそれぞれの研修会にも参加をするというようなお答えだったと思うんですが、割と見えないんです、教育委員。

教育委員会というやはり事務局が、ぱっとこの大きいので多分ここで議員の皆さんも、では、教育長以外の教育委員さん4人のお名前とお顔が浮かぶかということ、浮かばない方もいらっしゃるというくらい意外と知られていないんです。

けれども、教育委員会の果たす役割は大きいので、この辺のところを先ほど情報発信していきたいというようなお話がありましたので、実際のところ、何と云っていいんでしょうね、どういうふうにして学校以外のところで、PTA以外のところでどういのかかわりをしているのかということ、もう少しお知らせいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） おっしゃいますように、なかなか日常的な活動については見えにくいとい

うのもごもっともかと思います。今般報告させていただきました23年度の教育委員会の点検評価におきましても、そのような指摘がございましてそのとおりだというふうに私も受けとめておりまして、今後、積極的に教育委員さん方の活動について、お知らせするというようなことはとても大切なことだろうというふうに思っております。

また、教育委員さん方もいろいろな行事等にも参加をしております、昨年度どのようなものに参加をしたのかということも局内で調べさせていただきました。全部で57回の回数に及びますが、やはり全体的に見ますと学校教育関係の分野への参加というのが多いという現実がございます。

ですけれども、教育委員会が扱うものにつきましては、学校教育だけではなく生涯教育、社会体育多岐にわたるわけでございますので、そういった分野につきましても理解を深めていくということとはとても大事なことだと思っております。

今年度教育委員さん方の県外での視察につきましても、被災地の一つであります南三陸町のほうの被災地の様子を視察したり、それから大川小学校のほうにお邪魔させていただいて、状況を見てきたというようなこともやっておりました。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 活動については、見えないところで多分そうやってたくさんやっちらるんだということで、先ほど教育の点検のという報告は去年もことしも、ずっと教育委員会については同じようなことが書かれていて、それがなかなかそうっていないというのが事実だと思うんです。

6番の問題ともかかわってくるんですが、教育長がおっしゃられたように、やはり学校教育にだけではないと思うんです。行政委員会としての教育委員会というのは、やはり社会教育全般、図書

館とか文化のものに対して、スポーツにも及ぶと思うんです。

ですけれども、何か学校教育にだけ何かとても重いものを持っているようなイメージを受けますので、そうではないというような発信をしていくということからすると、まず1つはこれ提案なんですけど、教育委員会は独立はしているんですけども、例えば「広報なすしおばら」の中に教育委員会のこんな活動をしたというものを何回か載せていただくとか、あるいは公開をするということからすると、教育委員会の定例の会議をやっておりますものを、聞かなくてもこの日とこの日にありますよというようなこと、こんなテーマでやりますよというようなことを、傍聴できますので、そういうことをやはりお知らせしていくということは大したことなんではないかと思うんです。

任命されたときにはもちろん顔写真入りで、この方が教育委員になりましたというふうには言われるんですが、でも、現実にこんなことを申し上げて那須塩原市の委員さんには失礼かと思うんですが、中には名誉職だというような位置づけでその教育委員をやっちらる、ほかのところもありますし、だからこそ要らないというようなものも出てきているのが事実だと思うんです。

そういうふうに、もちろん当市ではなっちらりませんが、やはりより見えるような形で活動をしているものを見せていただけたらと思います。

これは質問になるんですが、教育長におかれては学校教育ではない、例えば文化とかスポーツとか、社会教育とか、生涯学習というような公民館とかその辺のところも、やはり教育委員会が担うべきものだというふうに思っちららいますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、教育委員会で扱うべきものを、私は定例の教育委員会の中で必ず教育長報告というところがございまして、そこで報告させていただきますのも学校教育に限らず、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、4課が所管しております前の定例教育委員会から今回までの間に、どんなことが事務が執行されていたのか、あるいは課題は何かといったことも含めてすべて、すべてという言い方はあれですけども、報告させていただいて広く教育委員さん方に知っていただくということをやっております。

また、情報の発信につきましては、のところにも触れてしまうわけですけども、今後、1つの方法としては現在定例の教育委員会は、教育委員会がある建物の中で開いているわけですけども、今後1つの方法として、例えば市内には15の公民館がございます。そういった公民館を会場にして、言ってみれば移動教育委員会というんでしょうか、そういった形で開催するというのも積極的に外に出て、広くさまざまな状況を理解するという、そういうことにもつながるのではないのかなというふうに現在考えたりもしております。

いずれにしても、何が課題となって、どう議論されているのかということにつきましては、やはり大変重要なことでもございますので、今後とも点検評価にあったような方向で考えていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 多分、後段で聞いたスポーツとか文化についてもということは、今、教育委員会ですということによろしいんですか。お答えがなかったような気がしたので、すみません。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） そのことにつきましては、冒頭申し上げた今全国的に話題となっております教育委員会のあり方という部分にも、次元を変えていけば係る部分かなと思いますが、私の立場からは制度論ではなくて運用論という視点でいけば、当然のことながら私どもがしっかりとかわっていく内容だと、領域だというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今本当に全国的には教育委員会の部分を、市長部局にみたいなものが大変盛んに話が出ている部分があります。西のほうでは特にそうなんです、やはり私は今の時点ではきちんと学校教育も含めて、社会教育もスポーツに関しても、文化に関してもきちんとこの教育委員会の部門で扱っていただきたいというふうに思いますので、今の教育長のお話は大変うれしく思います。

先ほど、地域住民の意向の把握のために公民館で教育委員会を開くことも考えていらっしゃることだったんですが、なかなか言うはやすしで、市民のほうでそういうものになかなかなじまないのではないかなというふうに思ったりします。

住民の意向を聞くというのは、私たちが議会報告会をやってもわかるんですが、なかなか大変なことで、PTAだったら学校に行けばお話を聞けるけれども、住民の幅広い教育に対する思いを聞くというのは、なかなかできにくいものではないかと思うんですが、先ほどのお話では公民館でみたいなお話だったんですが、それは具体的にどんな形でされようとしているのか、もし具体的なものがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 実はこの移動教育委員会につきましては、初めてのことでございますので、既に例えば本県の教育委員会でも県内何カ所かに出向いて、その場で教育委員会を開きまして、その後意見の交換会ですかそういったものも実際には行われていると。

前職も県教委の仕事をしていましたのでそういったものも十分知っておりましたので、例えばそういうようなことを行うことも一つの改善につながるのではないのかと。これはまだ私個人の考え方でもありますので、今後、教育委員会の中でお諮りをいたしまして、議論を深めていって、ある方向性を出せていければいいのではないかと、そんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 教育委員会という行政委員会については、いろいろ見えないところもございませうけれども、努力をしていくんだということで、ぜひ情報の発信もしていただきたいですし、住民の声も聞いていただきたいというふうに思っています。

教育にかかわる課題とか問題というのは、何か連日報道で行われておりまして、その割には教育現場というのが見えていないということで、たまたまいじめの自殺の問題がありましたので、それをきっかけに教育委員会の役割、あり方ということをお尋ねしたところでございます。

なかなか現場から伝わってきていない、何があるのかわからないということは、やはり学校というところが若干閉鎖的なのかなというふうなものを感じています。昔から余り変わっていない部分、社会が変わっている割には変わっていないのではないかというふうに思っています。

子どもは、本来、家庭と地域と学校とで育っていく、育てていくものだと思うんですが、今、地

域と家庭が余り機能を失くなってしまっていて、学校にすべてがその分まで押しつけられているという言い方はちょっとまずいかもしれないんですが、そんな感じがしております。

そういう中で、本来、家庭と地域が担うべきことまで、学校に任せてしまっている、あるいは期待をしまっているという、やはり保護者や地域の皆さんの考えも変えていかなければ、学校はパンクしてしまうのではないかというふうなことを、今回つくづく感じました。

そういうもの、学校で起きているものがすべて学校の責任だと言われてしまったら、もう学校はおかしなことになってしまって、そういう意味でも教育委員会という民間の人たち入って、市民のやはり議会とはまた違う形で、市民の代表として市の教育を担っているわけですから、そのところでしっかりそういう現状認識をしていただいて、今後当市の教育のことを学校教育だけではなく、広く考えていただきたいというふうに思っています。

このままでは子どもが何か大人になり切れないまま、体だけ大人になってしまうというようなことも起きつつあって、それではいけないというふうに思いますので、初めの答弁にありましたように、教育委員会のほうの情報の発信もしていただき、そして、共有もして開かれたというんですかね、開かれた教育委員会ということで、大変そこが肝心なところですので、そういうことを教育長を初めとして一生懸命やっていただきたい。それが多分未来を担う子どもたちの健全な発達につながっていくんだというふうに思います。

これで私、2点の問題を質問いたしましたので、これですべて終わりにいたします。大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、24番、山本はるひ

君の市政一般質問は終了いたしました。

玉野 宏 君

議長（君島一郎君） 次に、28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 志絆の会、議席番号28番、玉野宏です。

一般質問、大きいタイトル1つでございます。

3.11からプラス成長を目指すための市のまちづくりについて、お尋ねいたします。

3.11東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、当地域は震災発生当初から甚大なる被害を被っており、今なおその影響を受けております。

国も明確な対応が示せない状況にありますが、復興への最優先課題は放射能汚染に対する除染であると言われております。そのような中、市は8月に開催した議員全員協議会の場で、9月議会において50億円に及ぶ予算を計上し、公共施設及び一般住宅除染を実施する考えを明らかにされました。

除染を推進することで原発事故前の状態に近づけることは可能かと思われませんが、除染事業だけでは市民が求める本当の意味でのプラス成長への転化はなりません。3.11からのプラス成長を目指すためには、行政のリードは欠かせないことから以下の点についてお伺いいたします。

除染事業を踏まえ、プラス成長を目指すまちづくりとして、市はどのように考えているかお伺いいたします。また、市が考える具体的な施策があるかお伺いいたします。

除染事業にあわせ、平地林を有効活用する再生エネルギー政策について、市の考え及び具体的な施策があるかお伺いします。

原発事故の影響により、空き家、ホテル、旅館、アパート等空き地、土地、耕作地、山林等の増加に拍車がかかっております。まちづくりの視点から、空き家、空き地に対する市の考え及び具体的な対策があるかお伺いします。

当市を含めた那須地域は、ロイヤルゾーンとして高い知名度を有しております。さらなる知名度アップを図るため、皇室の玄関口である那須塩原市駅周辺をどのように生かしていくか、市の具体的な考え及び施策についてお伺いします。

塩原温泉地域は、かつては那須に並ぶロイヤルゾーンとして認知されておりました。景観を損ねる空き家に対し、積極的な対策を施し、新たなロイヤルゾーンへと転化する考え、及び具体的な事業があるかお伺いいたします。

プラス転化へのまちづくりを考えるには、既定の方針だけではなく他の先進地域、行政と比較検討をし、よいものは積極的に取り入れていく姿勢が必要だと考えます。市が参考とする先進地の事例及び具体的な施策等はあるか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 玉野議員の質問にお答えいたします。

3.11からプラス成長を目指す市のまちづくりについて、まずそのまちづくりの考えについてを若干述べさせていただきます。

一般的に地域限定の災害には復旧事業という名目のもとに、国・県、市、地元、協力してもとの形に戻すということを主に行っておりましたが、この数百、数千、数万と、こういう死亡者を伴うような大災害については、復旧事業ではなくて「復興」という言葉が使われているのを、多分玉

野議員もご承知だと思います。一部について、昨日、平山啓子議員の質問にお答えいたしました。阪神・淡路大災害、これは復旧計画ではなくて紛れもなく復興計画でありまして、フェニックス計画は復興計画と銘打っております。

これは簡単に言うと災害前に比べて、災害後のその地域がより高いレベルの機能を備えて、住民満足度をさらに伸ばした形で市を構築していくと、こういうことが原点になっております。

直近の例で阪神・淡路を例にとらせていただきましたけれども、まさにこういうことがこの災害前の状況よりさらに高い状況の市のあり方を目指すというのは、これは復旧であっても復興であっても必要不可欠、この考えがないと意外と前進はしないと私も認識をしております。そういう中で特にお尋ねの1、2については、この除染事業を踏まえ、プラス成長を目指すまちづくりをどう考えているかということでありまして、前日までの答弁でも何度かお答えしておりますが、市民の皆様の不安を払拭し、安全・安心につながる放射能対策事業を引き続き最優先で実施していくとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故により、多大な被害を受けている農業、畜産、観光関係等の産業への再生支援を初め、本市の多種多様な再生可能エネルギーの利活用について現在検討を進め、勉強をしております。

また、2番目の除染事業に合わせて、平地林を有効活用する再生エネルギー政策については、市の考え及び具体的施策についてもお答えをいたします。

現在、国において森林における放射性物質除去の燃焼実験試験が行われております。検証結果から間伐など伐採による除染方法が有効であると報告されており、平地林の除染により発生する木材や落ち葉は、バイオマス資源として有効活用でき

ることから再生可能エネルギーの原料としての活用を現在まで研究しております。

これを進める中で、放射線物質を含む原料は焼却によって高濃度の飛灰が発生しますが、この処理について解決しなければならない課題も生じますので、あわせて現在調査研究中とお答えしておきたいと思っております。

ただ、これでは、この答弁ではもう木で鼻をくくするような答弁でございますので、どの程度、あるいはどういう調査研究を進めているかの内容につきましても、副市長のほうからこの1、2合わせて答弁をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） 私のほうからということでございますので、まだ十分検討が煮詰まっているわけではない部分はありますが、現時点について一部補足で申し上げますと、現在、特に除染に関しましては、これをきっかけにまさに議員おっしゃるとおりマイナスからゼロに戻すのではなく、プラスに向けていく方向での活動をしていく必要があると考えておまして、再生可能エネルギーについて一層の推進をしていきたいと考えております。

その中で、バイオマス資源、バイオマス発電、これを市内のほうで現在進めていくということで農林水産省のほうの認証、さらには補助を受けて今年度実証実験をしていく団体があるというふうに聞いておるところでございます。

その過程では、実証実験の中でバイオマス発電をしつつ、除染の方法についても仕組みも検討をしていくというふうにも聞いておりますので、その部分についても市のほうとしては大変期待しているところでございます。

そのような実証実験をさらに実用化していったら、プラントなりの設立までいきますと市内の森林関

係の除染、それから再生可能エネルギーの活用という形になりますので、いわゆるプラス成長に貢献するのではないかというふうに考えております。

そのような動きをぜひとも支援をしていきたいと、あわせてこの後ほど答弁があると思いますが、いわゆるスマートシティそういうものの関係も含めまして、トータルで那須塩原市が再生可能エネルギーを有効活用いたしまして、今回放射能の問題で市内汚染されてしまった部分はありますけれども、これを何とかはね返していいまちにできるような頑張っていきたいと思っておりますので、市のほうとしての取り組みとして、以上ご報告申し上げます。

以上です。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） それでは、私のほうからは、 の原発事故の影響により、空き家、空き地の増加に対してまちづくりの視点から、空き家、空き地に対する市の考え及び具体的な対策があるかについて、お答えいたします。

まず、原発事故の影響による空き家、空き地の増加については、具体的な数字について把握してありませんが、空き家、空き地については個人の財産であることから、管理は所有者や管理者が行うこととなっています。しかしながら、現実的には十分な管理がなされていないものも多く、その対応の難しさを認識しているところです。

今後につきましては、市内の空き家、空き地をほかの地域からの人の呼び込みの受け皿として活用をしていくことも視野に入れ、有効活用について関係部局と協議しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 私からは、 と1つ飛

びまして についてお答えをいたします。

まず 、ロイヤルゾーンとしてさらなる知名度アップを図るため、皇室の玄関口である那須塩原駅周辺をどのように生かしていくか、市の具体的な考え及び施策についてでございますけれども、高速交通網を有する那須塩原駅周辺地区は、交通の要衝として栃木県北部地域のまさに顔となる地区でございます。また、多くの皇族の方々が避暑地として訪れ利用されました塩原御用邸の当時を忍ばせる天皇の間記念公園や、現在も皇室が訪れる那須御用邸の歴史と風格を有した観光の玄関口でもございます。

今後の本地区の整備の方針につきましては、気品や優雅さという観点も視野に入れながら、本地域のブランドイメージが高まるよう関係各課と協議し検討をしまいたいと考えております。

次に 、市が参考とする先進地の事例及び具体的な施策等はあるかについて、お答えをいたします。

自然エネルギーの宝庫でございます本市の強みを生かし、地産地消型エネルギー供給モデルの確立を図るため、再生可能エネルギーの利活用について現在検討を進めているところでございます。

議員ご質問の参考となる先進地といたしまして、全国でもいち早く再生可能のエネルギーの導入を進めてきました岩手県の葛巻町には視察に行ったところでございまして、また、スマートシティ健康長寿都市、新産業創造都市の実現に向けたまちづくりを進めている千葉県柏市の柏の葉キャンパスにおいても、今後、本市のスマートシティのあり方を検討していく上で参考とさせていただきたいと考えております。

先進地の取り組みにつきましては、学ぶべきものは学び、取り入れられるものは取り入れていくという姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 私からは、の塩原温泉地域は、かつては那須に並ぶロイヤルゾーンとして認知されておりまして、景観を損ねる空き家に対して積極的な対策を施し、新たなロイヤルゾーンへと転化する考え及び具体的な事業があるかとのご質問にお答えいたします。

空き家対策につきましては、先ほど生活環境部長からお答えしたとおりでございます。

次に、ロイヤルゾーンについてでございますけれども、現在、塩原温泉地域におきましてロイヤルに関連する建物等が存在するのは、明治、大正、昭和の3代にわたり多くの皇族の方々が避暑地として利用された塩原御用邸を移築保存した天皇の間記念公園のみとなっております、現時点におきましては新たなロイヤルゾーンの事業として取り組む考えはございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時15分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 市長の答弁の中で、大きな方向性が見えたとは思っています。私の質問の除染事業を踏まえてからのプラス転化へのまちづくりを考える、このことに関して気持ちというものの、意識というものを踏まえて、間もなくというより秋シーズン、私は野球が好きなんです

けれども、意識ということで身近な野球を参考というか気持ちを込めて野球というのはどういうものか。

身近な野球、ベースボールのチームづくりなんです、まず3つあると思うんですが、身近な知人や友人で市民大会の野球を楽しむチームづくりのレベルと、甲子園を目指し優勝を目指すチームづくり、それから3番目には世界から一流のプレーヤーが集まる大リーグのチームづくりのレベルとでは、同じ野球でもその目的と意識は大きな違いがあると思います。

まちづくりもそのとおりだと私は思っておりますが、監督に任せて文句を言う選手、チームのレベルから一人一人のプレーヤーが自分で考え、各自の力量を高め合っていくチームの間には、プレーの内容と結果、観客に満足を与えるか否か、全く違ったものになると思います。

悪天候でグラウンドが荒れてしまった、これは当市ですと放射能を私はイメージしておるんですが、グラウンドが荒れてしまった。グラウンドを整地するにも市民大会のためのグラウンド整備と、甲子園対抗を目指すための整備と、大リーグでプレーを見せる整備ではおのおの全く異なった意識で取り組むものだと思っております。

日光、塩原、那須のロイヤルゾーンを、地理的、歴史的に背景に持つこのまちの今後のまちづくりには、執行部を通し職員、市民の意識をまとめていくことが大切だと思いますし、目的を共有し意識を高めていくことが大切だと思いますが、その点お尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 何て答えていいかちょっと。でも、高いものを目指してこの野球になぞらえて地域の将来を見たと、見つめていると、もし

そういう気持ちが表現されていたとすれば、質問のほうが大変すばらしくて何と答えていいかどうか私も。ただ、私が災害に当たって臨んでいる、余り関東大震災は知りません。しかし、今言ったのと似たようなことがフェニックス計画のとっても大きな要素の一つになっています。

阪神・淡路というのは日本を代表するグローバルな都市、しかし、このグローバルをさらにグレードアップするというのが非常に強く理想としてうたわれております。それは船の運航も、飛行機もある地域でございますので、韓国、中国、東南アジア、インド、それから中東、ヨーロッパ、アメリカ、ブラジル、南米、こういうところに直結する市をつくらうと、こういう理念のもとに復興に取りかかったと。

このことを考えると、やはり行政あるいは市町村であっても、できるだけ内向きな考えがあるとすれば、それはもう少し考えを広めて、世界に直接つながらなくてもいいと思いますが、那須塩原にしてもそれはBSなんかはタイヤ業界では世界ナンバーワン、ダントツナンバーワンを今目指してとっても元気に企業活動を展開しておりますし、自分ができないからといって世界とつながらないわけではなくて、そういうものをぜひ思う存分伸ばしていけるような、そういう市づくりにするためにはどうしたらいいかと。こういうことが、これは被災を受けたこの市にとっても基本的な考えとしては、非常に重要な考えになっていると思いますので、今の質問にお答えになるかどうかわかりませんが、何となくそういうことかなと思って答弁させていただきました。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 何となくわかりました。とても大事なことだと思います。

の再質問になるとと思いますが、去る7月23日、

森林整備を支援し水源の森を育てる資源活用事業の研修会が開かれました。会議の目的、研修に参加された主な職種、事業体はどのようなところがございましたでしょうか。研修会で得られた知見や、今後当市の平地林を有効活用するにはどのように指摘の内容を取り入れてみたい方策があるか、お聞きしたいと思います。

また、講演者として講演のタイトルは「樹木のガス化でアルコール燃料をつくる、加えて除染可能な技術開発」として、東京農業大学教授市川勝氏の話があったと思います。あわせて有効活用と今後このテーマでの交流を続けられるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、この研修会はどういう関係かわかりませんが、議会には案内があるべきなのか、ないべきなのかわかりませんが、除染可能な技術開発のことはとても大事だと思います。議会には放射能特別委員会もございますし、委員会に限らず全議員が当市の除染可能な技術はどういうものなのか、多面にわたって見識を深める機会にもなると思います。機会がありましたら議会への研修案内もいただければなと思っておりましたが、あわせてお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） ただいまの7月23日に開かれました森林整備の資源活用関係に関する研修会についてのお尋ねでございますけれども、これは市が主催した事業ではございませんでして、これはいわゆる市内の農業団体が主催して開催されたものというふうに認識しております。

詳しい内容につきましては、ちょっと私は承知しておりません。手元に資料がございませんので、後でお答えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） この講演会というか、研修会にはたまたま聞くチャンスがございましたが、とってもいい話を聞けました。そういう印象でございます。

同じく につながると思いますが、再生エネルギーをつくり出す技術力、これは日本は技術立国と言われておりますので、今後ますます向上していくものと思いますが、一方再生エネルギーを地域にどう生かしていくか等の政策は、北欧、ドイツに比べますと全くといっていいほどおこなっております。

この背景には、日本のエネルギー政策が中央集権で決められ今日まで地方を生かすエネルギー政策を取り入れてこなかったことが一つ大きくあると思います。計画中のファンドづくりには、このためにも地域産業、雇用、活性化に結びつけることが前提だと思えます。ファンドがグローバル金融の中、投資家の損得の対象になってはいけません。地方の社会資本を地域の活性、再生に生かすことをファンドの中に明確に位置づけていただきたいと思ひ、確認のためお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 自然エネルギーの利活用を促進するためのファンドについて、現在、鋭意研究、検討中ということで申し上げましたが、その中で当然ファンドですから利潤の追求という目的も普通は考えられるというふうに思っています。

ただ、この場合、投資するほうもそれを利用して事業活動をするほうも市民というふうなとらまえ方をする中では、ほかの地域の事例ですけれども、例えばその利潤を地域の振興計画みたいなも

のですか、そんなようなものでもやっているというふうな事例もあります。

それが今度の計画の中で符合するかどうかはちょっとわかりませんが、そのような中身、それからグリーン権というんですか、排出量取引みたいな形で市民の中でやり取りというふうな方式もあるかもしれませんが、いずれにいたしましてもあらゆる方法を考へて、あらゆる立場で市民の皆さんが参加できるような方法というふうなことで、検討していきたいというふうには思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） ファンドはお金を集めることが第一であります、やはり地域を生かすということでは、やはり私たちのこのまちがこんなに潜在力があつたんだという再発見、これを市民ともどもに気づくということですか。いいまちなんだという気づきを、ぜひ力を注いでもらいたいと思ひます。

についてお伺ひします。

日本では1970年代の半ばに住居の数が世帯数を上回るようになったとのこと。2008年の時点で空き家率は約13%、景気後退と福島原発後、このまちにも空き家という、あきということが目立ってきております。

観光協会の視点で観光地のあき、ホテル、旅館、アパート等ですが、現状をどうとらえているのか、また、対策としてどのようなことが考えられ行われているのか。同じく商工会の視点として、市内の商店街のあき、住宅地のあき、おのこのあきについて現状をどう把握し対策をしているのかお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまお尋ね2点ほどあったかと思えます。

1つは観光協会のいわゆる空き店舗に対する現状のとらえ方、それから対策という点でのお尋ねでございますが、いわゆる空き店舗等の調査というのを統一的行ってはおきませんので、一例ということで申し述べさせていただきますが、塩原地区におきましては現在、商工会のほうの調べによりますと旅館で9軒が空き家になっているというふうなことでございます。それから店舗につきましては2軒ということで、合わせて11軒が空き家として存在しているというふうな報告はいただいております。

この空き家の対策につきましては、やはりそれぞれのまち、いわゆる通りに面する商店街さん、あるいは観光協会の中にあるいわゆる部会等で、空き店舗対策については種々ご協議を行っているというそのような状況につきましては、報告を受けてはおりますけれども実質的に、ではその対策として抜本的に解決できる方法はないのかというふうなことも含めて、検討をさせていただいているというふうな状況でございます。

そうした中で、特に店舗、旅館、ホテルについてはちょっと大型施設ということになりますが、いわゆる店舗ということに限って申し上げれば、やはり貸し手と借り手の関係がございましたり、あるいは店舗兼住宅というふうなことで、店は空いてはいるんだけど、所有者が住んでいるので貸せない、貸したくない、あるいはいわゆる賃貸料が高いといったようなそういう問題点があるというふうなことも聞いてございます。

これから、そういうふうなことも含めて検討をして、できるだけその解消に向けた対応をしていくことが必要ではないかというふうにご考えてございます。

それから、商工会のほうの関係につきまして、これもちょっと1例で大変申しわけございませんが、西那須野地区におきましては中心街活性化事業区域というのがございます。これは駅の西側でございますけれども、この地域におきましては実際にもとは345軒お店があったというふう聞いておりますが、そのうち64軒が空き店舗になっているというふうな状況でございます。空き店舗率がこれですと計算しますと18.6%というふうな結果になってございます。

それから、黒磯地区におきましては、これにつきましては駅前の活性化委員会のほうで調べたものですので、本当にエリアは限定されてくるという状況でございますけれども、黒磯駅前におきましても6軒の空き店舗があるというふうな状況でございます。

商工会さんのほうの対応につきましても、先ほど申し上げましたような種々の問題を抱えてございますので、これからの空き店舗の解消に向けた取り組みについては、関係団体と行政もしっかりと取り組んでいかなければならないというふう感じております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） あきについては、温泉街もまちの中も同じだと思いますけれども、この先5年、この先10年というようになると、今言われた数値はもっと大きく変わってくると思います。そういう5年先、10年先をどういうふうにするのかというのは、やはり市だけではなく一番把握されているのは近隣の方、そこに住む方、そこで営業をされる方だと思います。腹を割って自分たちのまちを、地域をどうするのか話をするということがとても必要だと私は思っております。

同じく、農山村地域はこれもいろいろあきとい

うものがふえていると思いますが、家は資産であるというより家産、家の産ですね。家は家屋だけでなく田畑、山林、祭りなどの文化、祖先からつながる暮らしと結びついています。この結びつきは経済価値という観点からはほとんど無視されておりますが、人々を結びつけ暮らしを豊かにするものとして、今後確実に見直されていくものと思います。

家、地域、伝統、暮らしの循環の輪があきで切られてしまっていると思います。当市の産業廃棄物処理場の多さは、この循環の輪が切られた悪しき例だと私は感じております。

3月11日以後、カタカナの「キアスム」という言葉があるそうです。意味するところは交差するというこらしいですね。キアスムの関係という言葉が使われ始めております。これは福島原発と市長が言われた阪神・淡路大震災の後の事故を契機に出てきた言葉だそうでございます。私たち現代に生きる人たちが、自然との間にキアスム、交差する関係をもう一度作り直さなければならぬだろうと。自然を人は受け身の状態を保ちながら生活していく心、精神性が必要であると。

東日本大震災後、きずなという言葉が語られていますが、人間同士の間にキアスム 交差ですね の形がつかられていなければ、もとよりきずななどは発生しようがありませんと言われております。

ホテル、旅館、アパート、商店、土地、耕作放棄地、山林とあきはきずなや自然とのキアスム、交差の関係性を断ち切っております。あきは社会生活を最終的に断ち切っていきます。同じことの質問かと思いますが再度お尋ねしたいと思います。
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 今、農山村地域で

のお話が出ましたので、私のほうからお答えをさせていただきますというふうに思いますが、今、議員おっしゃられましたその結びつきということでございます。キアスムと、交差というふうな表現で示されるというふうなことでございますけれども、やはり現代人におきましては経済、市場主義というものがどうしても日常生活の中で優先してしまうという状況にはございますけれども、やはりこれから、原発事故ももちろんそういう状況にはございましたけれども、自然とともに再生可能エネルギーなども活用しながら人との結び付き、あるいはその農山村地域の維持発展、あるいは地域を保全する、そういった観点で、農山村あるいは自然環境を守るというふうなことで取り組んでいくことが、これからのやはり方向としては必要な方向になるのではないかとこのように考えてございます。

具体的な対策とかということにつきましては、なかなか難しいというふうには思いますけれども、考え方としてはそのような方向に進むことが必要なのではないかとこのように思っています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 考え方として必要だということで、今はいいと思うんです。それがこの那須塩原市、福島県の事故を踏まえて自然をどのように扱ってきたんだと、そして自然をどのように再生するのかと、このまちで、という考えを共有することがとても大事だと思っております。

についてお尋ねします。

私は黒磯小学校でございました。この思い出はここの席にいる議員の中でも何人かおられると思いますが、昭和天皇が黒磯駅を利用され、那須の御用邸に向かわれました。避暑に来られますのでとても炎天下で暑いときです。小さな旗を持って

待っている中に散水車が走ってきます。道路に水をまいていきますと、これが間もなく陛下の車が通過しますよの合図になっていました。貴賓室の外部のドアが開き、陛下が乗り込みました。小学生なりにも凜とした空気が駅前全体に広がっていることが感じられました。

先ほどキアスム、交差という言葉を使わせていただきましたが、市長が言われた神戸の大震災のときに、くしくもこのキアスムという言葉は西日本の人々の心に人間同士を助け合おう、人間同士の関係としてあらわれたそうでございます。

一方、東日本大震災時には、東日本の人々にこれが人間の世界の中に自然の恵みがとても大事なことなんだという気づきを与えたそうでございます。津波を受けた漁師の一言、海は命を奪ったが、海は命を支え育てるものだと、自然の関係性をないがしろにせず、東北の人たちはいかに自然とともに生きてきたかということだと思えます。

天皇家とっていいんでしょうか、この自然と交差するということ、天皇は即位式や新嘗祭を綿々と続けておりますが、これは自然からの恵みを感謝しますという祈りを込めているそうございます。

当市で秋に展開されます巻狩祭は、もともと武家の権力を狩猟儀式として、狩猟儀礼として権力の根源を象徴するものとしてとり行われていたそうでございます。不思議に当市には2つの自然の恵みの感謝の祭りが交差しております。くしくも、吉成議員が那須塩原駅西口で巻狩出陣式を行うとの話をされておりました。

2つの重なる駅等からロイヤルゾーンにどう光を当てていくのか、抽象的な質問かもしれませんが何かお答えいただけるものがあれば、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 皇族との絡みという中で、かつては昭和天皇が黒磯駅に降り立ったということもございます。また、現在の天皇におかれましては那須塩原駅に降り立っているというようなことで、そういった点から那須塩原市においては皇族方との兼ね合いが非常に強い市であるというふうなことの認識は持っております。

そんな認識の中から、那須塩原市としてのブランドイメージを上げるような施策を、これから検討していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 巻狩祭は来年の秋だったのでございましょうか。

次の質問に移ります。 に関係すると思いますが、渋谷区代官山に代官山ステキなまちづくり協議会があるそうでございます。東京でも例がないほどまちづくりに成功したそうでございます。成功の一つは、住民とのワークショップ的な活動を通じた気づきが大切だとし、結果、もともと代官山という場所がどういう生き物なのかを、歴史をたどって市民ともどもシェアができたことだそうでございます。

シェアする前までは、住民のニーズにこたえるまちづくりを図っていたそうございますが、これは拒絶したとのことでございます。住民のニーズに応えるまちづくりは、安心・安全、便利、快適となります。

しかし、日本は国民生活選好度調査では、世界のどこよりも安心・安全、快適ですが、同時に世界のどこよりも幸福度が低く、孤独死や無縁死が蔓延する場所との気づきがあったそうです。これは代官山ステキなまちづくり協議会の言葉でございます。

環境倫理学者ベアード・キャリコットは、まちづくりを含めた環境開発が失敗するのは、人間を主体として考えるからだと言っております。そうではなく、人や動物や植物や、岩や石や山や川などを含めた全体としての場所を主体として考えない限り、そこに住まう人々の尊厳が奪われるとっております。

以前、何度か私は当市の生活の基盤を支えるには、自然再生エネルギー、生物多様性、家畜、動物、福祉、食自給率等の向上に努めるべきだと投げかけたことがございます。これと代官山の例をまちづくりのために生かせることはございますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 現在、本市においても自然再生エネルギーにつきまして、取り組みを始めているというところございまして、そうした中でスマートシティというふうな構想も考えているところでございますけれども、スマートシティの構想の中では、やはり快適、また安全というようなことでの概念が入っているわけございまして、そういったことを実現していくために検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 快適、安全・安心は当然のことでございますが、やはり全体を見まして豊かな自然だなということは損なわないでいただきたいと思っております。生かしてほしいと思っております。

3.11以後の出来事は、私たち日本人のものの考え方を深いレベルで変化させたとと言われております。戦後長い間、日本人は経済的発展をほとんど唯一の価値とし、生産拡大し輸出を増大させ、国内ではインフラを整備するため開発を続けてきたことは、皆さんご存じのとおりでございます。

しかし、その結果として一次産業が疲弊していくばかりではなく、産業全体が低成長を前提とした構造への転換を求められています。日本文明にふさわしい産業構造への変化を起こしていかなければならないという時代に突入していると言われております。

今議会の市長の答弁の中に、東日本の人々がたくさん当市に来ているとありました。当市を訪れる人々におもてなし、ホスピタリティを含めてこのホスピタリティの心がけは、まず、市民と子どもが市内の人や動物や植物や山や川に向けられてこそ生きてくるものだと思います。

市長は、今議会中の中でひらた中央病院でWBC購入に当たり単独で購入したとの話をされましたが、支障がございませんでしたら、その話をお聞きしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（君島一郎君） 28番、玉野宏議員に申し上げますが、WBC、ホールボディカウンターにつきましては、通告外になりますので質問の内容を訂正して、再度質問をお願いしたいと思います。

28番（玉野 宏君） 単独で購入したということ、すばらしいなという話で私は聞いたものですから、その話をもう一度お聞きしたいなということでございますが、質問から外れますか。

私の聞いた印象でございますが、単独で購入したということは、国・県、縦関係の助成金がない中、横型、平田中央病院、牛久市、早い対応をして導入したと。そして、住民に検査体制を整えたという、とても爽やかなお話だなと思っております。

それは、今回の市長のWBC導入にかえ、制度の高い検査への決断は横型の結びつきがなされてのことだと思っております。お話はお聞きできませんが、相当なる金額が平田村、牛久何とかの国から来るそうでございますが、これはやはり今まで平田中央病院がやってきたことの経過として、

遠く海外からもそういうものに対してエールを送り、助成という金額になったのだと思っております。学びたいものだと思っております。

病院は当然ホスピタリティでございますが、よりそれを生かし合うには、私は市長の話を書き聞かされたこと、とても大事にその話をされたことの背景に、相手を思う、リスペクト、尊敬するという気持ちがあるなと思えました。当市が福島原発のマイナスからゼロへ、ゼロからプラスへ、大震災からキャンプ那須へ、キャンプ那須から新しいまちづくりへ、危機を希望に、市長を初め副市長、各部長の一層のリーダーシップを期待し私の一般質問を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で、28番、玉野宏君の市政一般質問は終了しました。

眞壁俊郎君

議長（君島一郎君） 次に、11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 議席11番、眞壁俊郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず阿久津市長、また大宮司教育長に変わりました。私初めて一般質問をさせていただきますので、ぜひ丁寧なご回答をいただけることをまずはお願いしまして、早速質問に入りたいと思います。

1、教育の機会均等と格差是正について。

格差社会が問題となり、家庭への経済状況など生まれ育った環境により受けることのできる教育の格差が生まれている。この格差はその人の人生を左右する割合が大きいとされ、また、世代間を超えた格差の固定化につながる危険があると言われております。そこで、家庭教育の支援などについてお伺いするものでございます。

1、就学援助制度などはどのようになっているか。

2、全国でいじめなどによる自殺など大きな問題となっているが、いじめの現状や対策はどのようになっているか。

3、不登校や虐待の状況はどのようになっているか、また対策はどのようになっているか。

4、中学生がアルバイト中に死亡事故があり大きな問題となっているが、中学生のアルバイトの実態はあるのか。

5、家庭教育はすべての教育の始まりであり、子どもの成長を人格形成に大きくかかわる。親の資質、教育力の向上が重要であるがどのような支援を行っているか。

6、家庭教育の支援では、信頼される教師や学校づくりが大変重要になるが、どのような対応を行っているか。

以上、質問いたします。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、教育の機会均等と格差是正のご質問に順次お答えをしていきたいと思っております。

まず、1つ目の就学援助制度についてお答えいたします。

生活保護法に基づく保護を受けている児童生徒に対しては、教育扶助を行っております。また、生活保護に基づく保護を受けていない場合であっても、学校教育法第19条において経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えることになっており、この規定を受けて那須塩原市就学援助費認定要綱を定め援助を行っております。

就学援助は生活保護法における被保護者及び要

保護者のほか準要保護者としての要件に該当する保護者を対象としております。また、援助内容は義務教育において必要な教科書、学用品、通学用品、学校給食費等が支給されております。

次に、2番目のいじめの現状及び対策についてでございますが、このことにつきましては昨日の櫻田議員、東泉議員の質問にお答えしたとおりでございますが、加えてせっかくですので2点ほどお話を申し上げたいと思います。

1点は、きのうちょっと触れましたこのパッチでございますけれども、これは実は手作りというお話をしましたが900個作製いたしまして、すべての小中学校の先生方に配布した。本市人づくり教育を通して、いじめをなくす、あるいは不登校を減らすそういったことをみんなでこの気持ちを一つにして頑張ろうという、そういうメッセージというふうに受けとめていただければと思います。

それから、もう1点、何かしようと思って一生懸命いろいろなものをめくっております、全国学力学習状況調査、まだ集計中ではありますが、その中に本市の子どもたちの意識調査のところで、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問項目がございます。そちらにつきまして、本市の子どもたちは、小学生の場合、そう思いますという答えが全国と比して5ポイント多い81.4ポイントという結果、それから中学校においては同質問、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対して、全国の平均値と比してプラス13ポイントの81.0ポイントというふうなデータが見つかりました。

本市の子どもたちは、とてもそういう気持ちを持っているということをこの場でお話し申し上げたいと思っています。

次に、3番目の不登校や虐待の状況とその対策

につきましてお答えを申し上げます。

まず、本市の小中学校の不登校状況につきましては、平成23年度の調査では小学校で24名、中学校では173名となっております。本年度7月末現在では小学校が13名、中学校が94名となっております。対前年比の状況を見ますと、いずれもこれまでよりも下回っている傾向となっております。このままの状況が続くことを願っています。

対策といたしましては、未然防止の観点からハイパーQ-Uの実施による学級経営の指導体制の確立や、個に応じたきめ細やかな対応としてスクールカウンセラー、心の教室相談員の活用を図っております。また、適応指導教室資格体験館メープルにおいては、不登校児童生徒の学校をふきぬけまして、児童生徒を直接指導、支援する教育活動や教育相談員の家庭訪問などを行い、不登校児童生徒の減少に向けた取り組みに努めております。

児童生徒の虐待の件数につきましては、平成23年度市保護児童対策地域協議会のまとめでは、小学生が35名、中学生は14名の報告が上がっております。平成22年度と比べ小学生は15名の減、中学生は同数という状況でございます。

対策としましては、学校は虐待の兆候を把握した際には、子育て相談センターや児童相談所に、またケースによっては警察に速やかに通報するとともに、地区の民生・児童委員の協力をいただくなどの対応をしております。

さらに教育委員会では、市や児童相談所を初め、医療、警察、教育、保育などの関係機関で組織する那須塩原市要保護児童対策地域協議会の定期的な会議やケースごとの検討会議に参加し、児童虐待の解消に努めているところであります。

次に、中学生のアルバイトの実態でございますが、事故発生直後、各中学校長に直接聞き取り調査をし把握している限り、現在本市におきまして

中学生がアルバイトをしているという実態はございません。

なお、本市におきましては中学2年生を対象に教育課程に位置づけられました社会体験活動、マイチャレンジを市内の事業所の受け入れにご協力いただいているところでございます。この事業が今後も適切に行われるためにということで、大田原労働基準監督署から講師を招聘しまして、管理職と生徒指導、あるいは進路指導担当職員を対象とする研修会を、来週9月19日に実施をする予定となっております。

続きまして、家庭教育の支援についてお答えを申し上げます。

家庭教育につきましては、那須塩原市の次代を担う子どもたちの健全育成を目指すために安定した家庭環境が必要であり、親としての資質を高め、家庭教育力を充実させていくことは今日的な重要課題の一つと取り組んでおります。

具体的には、従来から小中学生の保護者を対象として学校ごとに行っている家庭教育学級、複数の学校のPTAと共催で実施する家庭教育講座や市内全校を対象とし、PTA連絡協議会との共催による教育講演会など、親子のふれあいや子育てに関する学習の機会の充実に努めております。

また、子育てに関する気づきや仲間づくりのための親学習を実施いたしております。特に小学校入学予定者を対象とした、健康診断時を活用しました親学習の実践は、この年代の子どもを持つすべての保護者が参加できる重要な機会となっております。さらに妊娠中の親に対しても親学習を実施しており、これから親となる若い世代の親への自覚も促しているところでございます。

これらの事業の実施につきましては、子育て支援のボランティア団体であります家庭教育オピニオンリーダーとの連携により、全市的に展開をし

ております。さらには家庭教育の充実は常に求められる重要施策ととらえておりますことから、毎月第3日曜日の家庭の日、これを促進するための施策を今後検討していきたいと、このように思っております。

最後になりますが、家庭教育支援での信頼される教師、学校づくりの重要性につきましてお答えをいたします。

家庭教育を支援するに当たりまして、教師や学校が直接的に家庭に入ることはございません。しかし、保護者から信頼される教師や信頼される学校となることは、子どもの教育や成長にとって大変重要であることには間違いありません。

そのため、教師には児童生徒の模範となる豊かな人間性や正しい判断力、確かな学力を身につけさせる指導力、教師としての使命感が求められます。そのための自己研さんはもちろんのこと、県教育委員会や市教育委員会が開催しますさまざまな研修を通して、資質の向上を図るように努めているところであります。

また、信頼される学校づくりとしてPTA活動を活性化させ、保護者と教職員が一緒に活動し、子どもへの思いを共有し、学校だよりの発行や学校行事を地域に開放するなど、明確な学校経営方針を持つことによって、保護者から信頼を得られるように努めているところであります。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時17分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 教育長、本当に最初に丁寧な答弁をということでありましたが、本当に丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

今、私と教育長が変わってもわからないんじゃないかという話が。ちょっとすみません。

それでは、早速再質問に入りたいと思います。

この「教育格差」という言葉は、格差社会に関連してつくられた造語だそうでございます。先ほども私は言いましたが、生まれ育った環境で受けることのできる教育に格差が生まれる、こういうことを指すそうでございます。本当に非常に寂しい話だなと私は感じております。どの親のもとに生まれたかで、子どもの未来とか将来が決まってしまう、本当に非常に寂しい話です。

経済的なことが一番の要因だと言われております。本当にお金があるかないかで、また、親の職業や学歴、そして考え方で、また親の資質とかそういうもので、未来ある子どもたちの生き方に大変大きな影響を与えてしまっているというようなことかと思えます。

そして、また、一様にこれに合わせて悪の連鎖という形でこの教育格差が世代間を超えて固定化してしまうと。これここにあることも今言われております。どうでしょうか。

教育長はいろいろな現場で多くの子どもたちや保護者の方をたくさん見てきていると思いますので、その辺の状況も踏まえながら、この教育格差についての所感をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 大変難しい問題というんでしょうか、確かに教育における格差の問題と

いうものには、裏側には大変複雑な問題が潜んでいるのではないかと。特に経済格差に起因します直接的やら間接的な教育環境の整備に差がついてしまう。今、眞壁議員がおっしゃったように、そういったものというのは大変残念なことでありまして、そういったものは社会全体で改善していく大きな課題ではないのかというふうに私も思っております。

ただ、それにつきましては大き過ぎる課題でございまして、確かなことは申し上げることはできないわけですが、少なくとも今回議員からの質問を私も確かに考えたときに、少なくとも義務教育にかかわる立場として、児童生徒が9年間を通していわゆる人格の基盤づくりを行うこの時期に、その子どもたちにかかわる私たち、学校も家庭も地域もそうですが、そういう大人たちがいかに同じ意識でその教育について理解を深めたり、重要性を認識して、それぞれの立場でどんなふうに子どもたちとかかわっていくことが大切か、あるいはそのためには自分がどのような大人でなければならないかとか、さらには、そうあり続けるためには何を成すべきかというようなことを、皆で同じような認識を共有する、その差をなくすということが私たち考えていかなければならないかなと、そんなふうに今回、議員の質問の答えを考えたときに考えたというふうなことでございます。議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございました。

本当にこれは非常に難しい問題で、やはり国全体で考えるというような形になるかと、このように思っております。

では、就学の援助制度の関係をちょっとお聞きしたいと思います。

就学資金事業というのがあるかと思うんですが、これについては高校とか専門学校につきましては

今は1万円、大学については3万円という形でこういう制度があるかと思いますが、この利用状況がどのようになっているのかお伺いいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ちょっとすみません。質問いただいたものが就学援助だったものですから、就学奨学資金のほうのデータが今持ち合わせていなかったものですから、大変申しわけないんですが、少し時間をいただいた後、奨学資金についてはお答えできると思いますけれども、今私が手元に持っている限りでは、高校、専門、これは当然議員ご案内のように月額1万円ということで、大学、短大が3万円ということで実施をしておりますが、毎年これは委員会等を開催いたします認定作業をするわけなんです、ここのところの傾向といたしましては、少しずつ奨学資金を借りの方が減ってきていると、これはいわば社会のこういう状況の変化かなというふうなとらえ方をしているんですが、実績等については再度申し上げたいと思いますので、よろしく願います。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） では、この貸し付けの事業の関係であります、何か基準的なもので貸すとか貸さないとかというのが多分あると思うんですが、その辺どのようになっていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 一般的に私どもで整備している要綱では、国のほうの奨学資金の貸与とそういったものに準ずる形にはなりますが、当然、本市に住所を有するそういった住所要件、あるいは学校教育法に基づくそういった教育機関に在学する者、あるいはその貸し付けを受ける者の条件としては当然、学術が優秀で品行方正である学生

という、それは当然学校からの証明とかそういう客観的な判断材料、あるいは当然資金がなく就学困難ということでありますので、個々のご家庭への経済状況、いわば年収とかそういう経済状況も勘案しながら、奨学資金の貸与を委員会のほうで決定をしていくと、こういう形にはなってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 1点、学術優秀、品行方正な学生、生徒であるという部分が入っているんですが、なかなか苦しい家庭の中での子どもたちにとっては、こういう状況を取れない場合があるのかなとちょっと感じたわけなんです、その辺どのように考えますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） これまでの審査会に付した案件としては、議員おっしゃるような案件はなかったと。少なくともその経済的な要件から外れなければ、今まで大体すべての方がこの対象ということで資金を借り受けると、そういう審査結果にはなっていると思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 非常に安心しました。そういう事務的なことではじかれるということがないようにお願いしたいなと、このように思います。

あと、この金額の関係ですが1万円と3万円という形を、これいつごろから、随分前からかなと思っているんですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） お尋ねの金額につきましては、私も定かではありません。いつぐらいか

らこういった額になったか。ただ、この本市の奨学資金の貸し付けの額も全国奨学資金とかそういった国・県の額と大体合っていると、このように認識をしておるところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今の時代、やはり1万円とか3万円というのは、非常に私は少ないなと感じておりますので、ぜひその辺のところも今後検討をしていただけることを、ここで要望だけさせていただきますたいと思います。

次は、就学援助の関係であります。学用品とか給食費、また修学旅行費とかがあるかと思うんですが、これはどのくらいの方がご利用しているかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 就学援助費の現状と実績そのあたりのお尋ねかと思いますが、昨年度、平成23年度におきましてはこの就学援助費による児童生徒の数が662件というふうになってございます。当該年度、本年度につきましては現時点で8月末現在ではございますが624件ということで、傾向といたしましては年度間の比較ということになれば、ちなみにこれ参考になる数字かと思いますが、平成20年度におきましては513件、先ほど申し上げました23年度におきましては662件ということで、2割強の増加が数字上示している。少なくとも20年度からは徐々にこの就学援助に係る児童の数がふえてきているという現実がございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。なかなか今は経済状況が悪くてふえてきているのかなと感じております。

しております。

そこで、この関係であります。当然、生活保護を受けている方は受けられるという状況かと思いますが、そのほかに関しては、これどういう基準でこれが受けられるというような基準があるのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） この認定の基準のお尋ねかと思いますが、先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、生活保護に基づく保護を受けていない場合であっても、要支援ということで就学援助を認めるこの判定が生活保護の基準額というものもあるんですけども、生活保護に該当するかどうか、その基準額のおおむね1.3倍程度の家庭の経済状況、それを満たせばおおむねこの就学援助に当たるという現行の規定で動いているというのが実情でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） そうすると、そこに当たる方の人数というのはどのくらいおられますか。家庭、先ほど言った生活保護を受けていない人のほうの数です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ちょっと繰り返しのなるかもしれないんですが、この制度、就学援助を受ける要支援の児童の数は、先ほど申し上げました23年度については662件の件数を見ている。本年8月末現在で624件、これが就学援助の教育委員会に当たる判定の児童生徒ということなんです。

ですから、生活保護の受給者とはまた別個に、私どもでこういう制度で就学援助を行っている、こういうご理解をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ちょっと関係はないんですが、どういう形でこの人間を把握しているのかというのをちょっとお聞きしたかったんですが。先ほど金額的なことは聞いたんですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） お答えいたします。

これはあくまでおおむねどんな世界でもそうなんだろうが、申請主義をとっておりまして、学校長等を通じまして教育委員会のほうに申請が上がってまいります。それを判定しているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。申請ということかとは思っていましたが、やはり今は急に職業が失われたり、病気とかそういう急な部分も出てきますので、ぜひそういう面ではこの制度を非常に使いやすくしていただきたい。これはちょっと要望という形でお話ししたいと思います。

次のいじめの関係であります。先ほどバッチ900個を学校に配ってみんなで盛り上げていくんだというようなお話かと思っております。ぜひお願いしたいなと思えます。

先ほど、全国の調査の話がありました。小学校では5ポイント全国より上、中学校は13ポイントいじめは絶対だめだというようなことの調査かと思えますが、非常に数字的にはすばらしい数字で、本当にこの那須塩原の生徒児童、そういう面では非常に私は純情でそういう方が多いのかなという結果だと思っておりますので、そういう形をぜひ今後とも続けていただきたいなと思っております。

これ1点だけちょっと、このいじめの関係で非常に私がびっくりしたというか、大津の関係をみますと教育委員会、そして学校、また先生が本当に隠蔽という形で、これ見事に隠蔽したなという

ような感じをちょっとテレビとか新聞の情報だったんですが、こういう形というのが那須塩原には当然ないと思うんですが、その辺の隠蔽ということに対してどんな考え方があるかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私も大津市の事件につきましては、新聞報道等からしか状況を把握できないわけでありまして、軽々に物申すことができない部分もありますけれども、事実をきちんと明らかにする、その上でどう対応していくかということを考えるということが、一番大切なことであらうというふうに思っておりますので、私どもとしてはそういう姿勢をきちんと示していきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

隠蔽というのは、やはり職場とかそういうところの雰囲気によければ、そういうものは私は起きないだと思っております。ぜひそういう職場づくり、学校づくりをしていただきたいなと、このように思います。

不登校とか虐待の関係であります。このところ不登校が随分減っているということではありますが、これ減ってきた原因というかその辺はどのようにとらえているか、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほど申しました数字が現在のものです。例年夏休み明けの状況が非常に私たちは毎年心配をしております。この結果を見るまでは決して油断することはできないというふうに思っておりますし、いつ、どういう状況で事態が変わるかわかりません。決して

今の数字を私たちは楽観視はしておりません。絶えず危機感を持って、一人でもそういった子どもたちを減らすと、そういう努力は私たちの大きな課題であると常々考えておりますので、引き続き学校と子ども教育委員会とでともにその対応に当たっていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

教育相談の関係なんですが、いろいろ心の教室相談、また市のカウンセラー、あと医学的な相談、専門医による医療相談、またカウンセラー事業、これは県のほうのカウンセラー事業を利用してやっているということで、かなり相談体制は充実しているなということではありますが、この辺、実態的にどのくらい件数を受けていて、内容まではあれなんですが、どのくらい受けているかというのだけお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほどのことをさきに補足させていただきますが、さまざまな取り組みはしておりますが、今回いろいろな機会にお話を申し上げておりますハイパーQ-U等についても、大変いい効果を示してきているのではないかと考えておりますし、相談体制、それから適応指導教室、あるいはメープル、こういったものも総合的に機能しているの結果であろうというふうに受けとめています。

なお、スクールカウンセラー、あるいは心の教室相談員等への相談の状況でございますけれども、今年度8月末現在でございますけれども、相談件数は中学校におきまして383件、これはスクールカウンセラー関係でございます。それから心の教室相談員関係につきましては、小学校におきましては478件、それから中学校につきましては1,035

件というような数が報告されております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

本当にたくさんの方、子どもたちが相談をしているということで本当に安心いたしました。ぜひ、これからも充実をさせていただきたいなど、このように思います。

続いて、中学校のアルバイトの関係であります。当然なしという答えが返ってくるとは思ってありました。この事件の関係なんですが、私も新聞の情報でしかちょっとわからなかったんですが、もし詳しくわかっていけば、詳細について教えていただけないかなと思うんですが。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私どもは、新聞等の報道からしか状況等については把握しておりません。聞くところによりますと、状況がきちんと把握できた段階で、これも新聞報道なんですけれども、県教委のほうでこういった事件の再発防止に向けて、市町教委の担当との会議を持つということが新聞報道もされておりました。ちょっと今のところこれにつきましては、何とも申し上げられないというようなことでございます。

申しわけございません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。わかっているのかなと思ってちょっとお聞きしましたが。

先ほどもマイチャレンジの話が出ていまして、労働基準監督署の研修を受けるというような話がありますが、このマイチャレンジの関係で安全対策というか、逆にどんなものややっていて、危険な職場チャレンジなんかがあるのかというのを、ちょっと把握したいんですが、お願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） このマイチャレンジ事業につきましては、その趣旨が地域における人とかかわりを主とした社会体験活動を通して、生徒とともに生きる心や感謝の心等を育み、主体的に自己のあり方や生き方を見つめさせる、そういったことが主なねらいとなっております、先ほど申しましたように、本当に市内の事業所のほうで受け入れて実施をしております。

これは仕事をすることではなくて、その仕事を通して人とかかわりの中からさまざまなことを学ぶということが大事なことであろうと思っておりますし、当然のことながら危険を伴うような内容ですか、そういったものにつきましてはこれはかかわらないというようなことで、前もってきちんと確認をさせていただいておりますし、事業の実施につきましては各学校の担当の先生方が、私が行っております事業所等を巡回いたしまして、状況等も把握したりしているというようなことでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） このマイチャレンジ精神というか、これは非常に私も3人の子どもがいて全員やりまして、やはり職場を経験するということは非常に重要なものだと思っております。ぜひこの活動が続くような形で、しっかり安全体制だけは十分にとっていただけることを、これは要望したいと思います。

続いて、家庭教育の支援の関係であります、特に親の資質で先ほど申し上げましたが、子どもがそういう形で育って悪くなっちゃうとかというのを、何となく私も、これは何となくなんです、それが全部とは言わないんですけども、そういう形がちょっと見える部分もあるかと思えます。

そんな中で、先ほどもいろいろ講演会、また親

学習、そういうものをいろいろやっているということではありますが、私もPTAの役員なんかもやっています、出てきてほしい親はなかなか出てきてくれない、これが現状かなと思っていますがこの辺について何かいいアイデアというか、そういうものがあつたらお聞きしたいなと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） この家庭教育のあり方についてでありますけれども、特に親学習につきましては、実は就学時の健康診断で全校実施しているというのは、この全県下見ましても、本市が最初に実施をしたということで大変すばらしい事業でございます。大変子どもの教育に関心が一番高くなっているその時期に、同じ悩みを抱える保護者同士で話し合いをするというのは、私も会場に何度か足を運びまして様子を見ましたけれども、大変熱心にその終わった後の感想も大変前向きな感想が寄せられております。

家庭教育、社会教育につきましては、学校教育と違まして強制力がないわけでありまして、あくまでも受け手側に主体性があるわけでございます。私も前職でも同じようなこの家庭教育につきましているいろいろ頭を悩ませたことがございましたけれども、やはり保護者の状況がどちらかが家庭にいてというような状況では今はございません。両親ともに仕事を持っているというような状況の中で、日中時間を見つけて集まっていたら研修とかそういったものというのは非常に難しい時代になってきているのかなというふうに思います。

ですので、そういった状況に合わせて家庭教育に関する情報等を提供できるようなそういう仕組みを考えていく。しかも相手が必要とするそういう旬な情報、そういったものを提供できるそういったシステムというんですか、そういったものを

工夫することも大切なことではないのかというふうに思っております。

本市におきましては、「学び」という情報誌等も発行させていただいております。紙媒体でその辺の情報を提供しておりますけれども、今後それも大切にしながら、もっと今のネットワークの、インターネットの時代でもございますので、そういったメディア等も今後利用して、受け手側にとって必要な情報を提供できるような、そういったものも研究していかなければならないかなとそんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） この親学習につきましては、私も高校のほうで先日2回ほどやりました。県の支援プログラムというのがありまして、本当に親が一つの話題に対して好き勝手なことを言う。進路なんかの話をしたり、また、思春期の子どもを持っていてどういう形かというような、本当にこれは本音の話になってきて非常に同じ悩みをしている方がたくさんいるんだなというような、非常にすばらしいプログラムでありますので、ぜひそんなところも考えていただければと、このように思います。

この教育につきましては、やはり公平公正、まさにこれはこれからしっかりやっていかなければならないということでございます。今、特に本当に困っている子どもたち、また保護者がたくさんあります。ぜひそういうところに昨日から丁寧な対応というような話がたくさん出ていて、非常にいい言葉だなと思います。ぜひこのような丁寧な対応をしていただけることを要望しまして、この項は終わりにしたいと思います。

2の鳥獣被害対策について。

野生鳥獣による被害は年々増加傾向にあり、山岳部の地域にとって対策に苦慮しており、農業衰

退や自然環境の破壊など深刻な状況となっております。また、住民の生命、身体、財産にかかわる障害、被害が生じる恐れがあることから伺うものです。

1、農産物への被害状況はどのようになっているか。

2、鳥獣捕獲に対する対策はどのようになっているか。

3、鳥獣被害対策として、里山や森林の整備、保全対策はどのようになっているか。

4、住民や児童生徒などへの安全への対策はどのようになっているか。

5、県との連携はどのようになっているか。

以上、質問いたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 眞壁議員の質問に私からお答えいたします。

まあ、よくぞ聞いてくれたという感じで、実は何年前に傍聴に来たときに、室井俊吾議員がやっているのを裏で聞いておりました。室井議員は私より東京に7kmくらい近い。眞壁議員は10kmくらい近いので、余り害がないんじゃないかと思っていましたけれども、これはその周辺を含めるとかなりの被害に遭っている地域、いいところに住んでいるなど、見方によっては、しかし、これ住んでいる人にとっては大変な話なんです。

そこで、眞壁議員に「猪鹿蝶」という言葉を知っていますか。知らないよね。「猪鹿蝶」、知っているんだ。これ余り知っている人はよくないと思いますが、これは花札遊びのイノシシとシカと蝶をそろえると役がつく、幸せになる話ですよ。ところがこれをもじって、栗野の県議が本会議場で、もう本当に困ったと、うちの町は「猪鹿蝶」に全滅になると、こう言って大笑いになった

ことがあります。もう一つ、このイノシシの害が、この那須塩原の話は今ちょっとしますけれども、茂木なんかもすごいんですね。

ところが、何でふえたかも何だかわからないので、茂木の県議が自衛隊の演習を茨城でしたために、全部栃木県にイノシシが逃げてきたというんです。これ笑い話の。それで私が問い合わせ、本当に演習をしたのかと自衛隊に問い合わせ、もしそれが本当ならこっちでも3,000人くらい出してもらって、空砲を打って、匍匐前進ですずっと茨城に追いやったらどうだと提案しましたけれども、人家のあるところで空砲も撃てないというらしい。これ、本当に話せば話すほど深刻なんだけれども、笑い話みたいな話が後から後から県内でも出ておりました。

私もイノシシもシカも猿も、あるいはこれクマ、ハクビシン、それからササクマもいるんです。イタチもいます。物すごい数で人見議員の集落の中を夜走っていたら、ドコドコドコというんです、舗装道路が。何だと思ったら、デントコーンの多分いい種類だと思う。全部で集まって食って、道路へ持ち出して食っているんですね。その殻がずっとまるで収穫した後、殻だけ敷きつめたみたい。誰がこんなことをやっているのと言ったら、わからないけれども、イノシシとクマとシカと猿とみんなで作っているみたいだと。これは笑い話みたいな本当の話を農家で収穫するころは実はないと、こういうのをつぶさに見ております。

県の博物館にハクビシンが1頭います。それは私のうちを出たところで、とっても大きいハクビシンが死んでいた。生まれて初めて見て、これは犬でもない、キツネでもない、何だろうと持っていったら、これがハクビシンだと言われて剥製になって今飾ってあります。クマもとったことがあります。遭ったこともあるし。とったってはい

とったんではなくて、誰かが撃ったクマが倒れていて、それを自分のものとしようと思って軽トラックを持って行って持ってきたら、業界には業界のルールがあって穴があいていたんです、ここに。ライフルの穴で、あっ、これ誰の撃ったクマ。夕方撃って、さまよってうちのそばへ倒れていた。だから、クマをとり損ねたみたいな感じなこともございましたが、そのように多分実態としては一番この鳥獣被害の真ただ中、銀座通りに住んでいるのが私と。

7月には、去年の震災後、何かの楽しみに日本ミツパチを2つ庭へ起きましたら、7月に1年たってやっとことし収穫というときにクマが出てきて。庭ですよ、私の。無断進入で全部きれいに壊して食べていったと。こういうのはどこにでもあつた話。こういう状況の中で鳥獣被害対策について、産業観光部は一生懸命調べてまとめてくれましたので、私からお答えをさせていただきます。

今年度、これまでに市に寄せられた農作物の被害報告件数は、クマによるものが30件、カラス等その他鳥類によるものが8件、イノシシ、猿、シカによるものを含めて51件となっております。

被害作物については大根を初め野菜、飼料作物、被害が発生しておりますけれども、平成23年度の被害総額、ざっと積み上げて4,330万円となっております。特にことしはクマによる農作物の被害が例年よりも早くから発生しており、塩原地区と高林地区では被害件数も増加している状況であります。

次に、鳥獣保護に対する対策はどうなっているかについて答えます。

被害防止のため、鳥獣保護対策については那須塩原市鳥獣保護防止計画地区に基づいて、シカ、猿、イノシシ、クマの捕獲を猟友会に委託しております。

被害の拡大が見られた猿については、平成22年度から塩原地区に猿対策巡視員を1名配置し、さらに平成23年度は高林地区にも1名配置し、捕獲体制の強化を図っておりますが、この方が先日見えて、とても難しいと。何で難しいかというと、釣りざおを持っていれば猿がついてくるけれども、鉄砲を持つとクマの子のように散れちゃって、どこで見ていいのかだめなんだと。特にひどいのは乗っている車を見てもう逃げちゃうから、この対策、捕獲で委託している人も、悪いけど軽トラックを貸してくれと、違った車で近づかないと全部逃げちゃうと、そんなお話も伺いました。

これまでのクマの被害や目撃の情報から出没地域が拡大傾向にあると考えておりまして、わなを増設して設置場所の区域を広げております。

なお、23年度は那須塩原市野生鳥獣保護被害対策協議会において被害対策を協議し、塩原地区において電気柵設置事業を実施しております。この事業はイノシシ、シカ、猿等による農作物の食害防止のために申請5団体、受益者20戸、受益面積11.8haに電気さくを設置したところ、被害防止効果が十分認められ、今年度も引き続いて実施していきたいと思っています。

次に、鳥獣被害対策として里山や森林の整備保全対策はどうなっているかについて、お答えいたします。

本市の鳥獣被害対策として、里山や森林の整備保全につきましては平成20年度から栃木の元気な森づくり県民税を活用した野生獣による被害軽減のため、明るく安全な里山林整備に取り組んでおります。これは農地等との境界地域の荒れた森林の間伐、下刈り等を行い、獣害軽減のための緩衝帯として整備する事業ですが、平成23年度までに主に高林地区と箒根地区で約50ha整備をいたしました。さらに平成24年度から平成28年度までの5

年間で、45haを整備する計画になっております。

次に、住民や児童生徒などへの安全対策はどうなっているかについてお答えいたします。

クマ、猿、シカの野生鳥獣による被害の報告があった場合には、職員が現地に赴き、現地の状況に応じて、追い払いや捕獲等被害拡大防止のための対策を実施しております。特にクマの被害や目撃が確認された場合は、住民への注意喚起のため「熊出没注意」の甲板等を掲示するとともに、緊急回覧を近隣の自治会へお願いしております。また、近隣の保育園や小学校へは電話、ファックスにより、緊急な注意喚起を実施しております。

次に、県との連携のお尋ねですが、本市における野生鳥獣保護管理については、県の保護管理計画に基づき県と連携をとりながら進めております。このような中で、特にクマについては捕獲現場において鳥獣、放獣可否の協議や放獣における現地立ち会いなど 放獣、わなに入った獣を奥山に放している放獣です 県の担当職員の協力を得ながら放獣作業を行っております。

また、平成21年度から百村本田地区においては、主に猿の被害防止のための獣害対策モデル地区事業を県との連携で実施し、現在に至っております。多弁を弄しましたけれども、第1回の答弁にかえさせていただきます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、再質問をいたします。

大変な問題を質問しちゃったなど。最初の話からいくともう終わらないのかなと思いましたが、終わって安心いたしました。それでは、再質問したいと思います。

まず、農産物の被害の関係の状況であります。年々これかなりふえているなという状況かと思えます。23年度は4,330万円ですか。21年の実績だ

と3,960万円くらいかなと思ったんですが、先ほどありましたが、鳥獣被害の防止計画があるかと思いますが、ここに少し目標数字があるんですが、この辺どのようにとらえているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） それでは、ただいまの鳥獣被害防止計画に係る被害と現状をどのようにとらえているのかというふうなご質問でございますけれども、いわゆる鳥獣被害防止計画につきましては、23年度から25年度までの3カ年間でこれを定めております。その中にはいわゆる目標値を定めまして、それに到達するようないわゆる施策を講じるといったようなことで、ここを定めたものでございますが、この被害防止計画自体はいわゆる農林水産業に係る被害防止のための施策を総合的に確立するというふうな意味で立てたものでございます。

したがって、被害額が減少する方向で進むということが姿としては望ましいというふうな状況でございますが、先ほど市長からご答弁申し上げましたように、被害額はいわゆる平成23年度におきましては、実際にふえてきているという状況にはございますが、22年度との比較でいきますとほぼ横ばいという状況になってございます。

被害の報告件数というものは昨年よりふえているというふうなことでご答弁申し上げましたけれども、全体の被害というとらえ方でいきますと、24年度の被害につきましては、今後の数値がまとも次第ということになりますが、23、22年の状況につきましては、おおむね横ばいというふうな中で推移をしているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時15分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 捕獲の関係で再質問をしたいと思います。

まず、この捕獲の状況というのはどのようになっているかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまの捕獲の頭数についてのお尋ねでございますけれども、23年度の実績につきましては、お答え申し上げたいというふうに思います。

まず、鳥類でございます。カモ、カラス、キジバトということでございますが、23年度におきましてはカモが412羽、それからカラスが329羽で、キジバトが218羽ということになってございます。

それから、クマについてでございますけれども、クマにつきましては11頭捕獲をいたしました。そのうち放獣が5頭ということになってございます。猿につきましては、全体で144頭ということになってございます。それから、シカにつきましては70頭、イノシシにつきましては全体で44頭というそのような結果になってございます。そのほかハクビシンなどにつきましても、数値として上がってきておりますが平成23年度は4頭捕獲したと。

以上のような状況になってございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

シカなんかについては随分ふえているのかなと

いう、かなりとっているなというような感じがいたしました。猿の関係であります、70頭ということで、これについては随分少なくなっているのかなと思っております。

〔「逆になっている。144が猿で」と言う人あり〕

11番（眞壁俊郎君） 失礼。144が猿ね。シカが70。わかりました。猿について144頭という形ではありますが、これはちょっと少なくなっているのかなというような感じがしております。

先ほど出ていました猿の専門巡視員、この辺、取り入れて今やっているかと思うんですが、この辺の状況についてもう一度詳しくお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 猿対策巡視員の状況ということでございますが、現在、猿対策巡視員は2名ほどお願いしてございます。塩原地区が1名、それから高林地区が1名ということでお願いをしてございます。

猿対策巡視員のいわゆる活動につきましては、市民からの出没情報あるいは被害情報が役所のほうに入ってまいります。そういった情報を巡視員の方に連絡をしまして、現場へ急行していただくというふうな対応をしてございます。

それは現場へ行くことによって、いわゆる猿の実態といたしましうかそういったものの状況把握と、被害の状況についても把握をしながら、あるいは指導的立場に立って、その周辺のいわゆる民家の方に対しての指導、そういったこともあわせてやっていただいております。

特に猿対策巡視員を設置いたしました後、この猿の行動、状況についてでございますけれども、平成22年度塩原地区で設置をいたしました。23年

度に高林地区ということでございますが、猿は非常に学習能力が高いということがございますので、猿対策巡視員が行くと、本当に遠くからでも逃げていくというふうな、そういう学習効果といたしましうか、そういうのが非常に高いということで、それが一つの抑止力にもつながっているというふうな状況でございます。

また、活動におきましても巡視員も朝晩、あるいは都合のよろしいときに定期的に巡回をさせていただいたりしているという状況もございまして、そういう意味におきましては全般的に抑止効果が働いているというふうな状況は言えると思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 巡視員については抑止効果が出ているということであります。私も鳴内のほうへ行くとなかなか猿に合えないんです。眞壁が来ると猿が逃げちゃうというような感じでありまして、そんなところがちょっとあります。大変有意義な施策だと思いますので、しっかりやっていただきたいなど、このように思います。

特に猿の被害というのは農産物とかではなくて、非常に目に見えない被害がたくさんあります。屋根に上って瓦を投げちゃうとか、本当に電線をボンボン飛んじゅうということとか、あとは庭にうんちをしちゃう、小便をしちゃうとそんな状況がありますので、ぜひこの猿対策については力を入れていただきたいなど、このように思います。

続いて、捕獲した後の処理の関係であります、これはどのような形になっているかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 捕獲した動物の処理ということでございますが、基本的には猿につ

きましては捕獲をした後、埋却をしていただく、あるいはそれ以外の場合につきましては、いわゆるクリーンセンターでの焼却というふうなこともございます。

それから、鳥類につきましてもやはりクリーンセンターのほうで処理をしていただくというふうな形をとってございます。そのほかイノシシ、あるいはシカ等につきましては、自家処理というふうなことでお願いをしているという状況にございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今、イノシシ、シカについては自家処理という形ではありますが、本当に放射能の関係で非常に私も大変申しわけないなと思っておりますが、そんな中で、やはりちょっと自家処理をするのは非常に厳しいのかなというような感じがしますので、これについての補助金があるところなんかもあるということなのですが、その辺どのように考えますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま放射性物質のお話も実際出たわけでございますけれども、基本的には捕獲したものを自家処理ということができない場合には、やはり埋却をして処理をしていただくというふうなことになってございます。

それで、シカ、イノシシにつきましては、今県のほうでも流通等が自粛されているというふうな状況もございますので、基本的には埋却等の処置をとっていただくということをお願いをしております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。なかなか自家処理するのもお金はかかるということかと

思いますので、ぜひ補助のほうの検討もお願いしたいと要望したいと思います。

続いて、4番の安全への対策であります。私の地元、高林小学校、中学校でことは本当に春の初めころからクマの出没情報が、毎日のようにメールで入ってきておりました。特に小中学校の先生から学校メールというのがありまして、大体ほとんど保護者の方はこれに入っていて、このメールが入ってくると保護者にはすぐ連絡がつくというような本当にすばらしい対応をしていただいております。

本当に朝とか夕方、出た瞬間にメールが入って、実際に保護者に連絡がつくということで登下校を車でゆったりということで、非常にうまく連携しているなというようなことがあります。これにつきましては、本当に大変今学校を取り巻く環境が厳しい中で、本当に忙しい中でしっかりやっていただいているということで、御礼を申し上げたいなど、このように思います。

最後になりますが、鳥獣対策のモデル事業ということで、県との連携でやっているという形で百村地区でやったかと思いますが、この辺は今、どんな状況になっているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） モデル事業の取り組みについての状況というふうなご質問でございますけれども、現在、百村本田地区におきまして、平成24年度、今年度も事業を実施する予定をしております。

その事業の中身につきましては、これは猿用の電気さくを設置するというものでございます。約6a程度の広さのところ、周囲にネットを張りまして、高さ約3m、ネットの高さが2.5mと

ということで、猿については学習能力が高いということなものですから、通常のネットの設置ということだと、上がったたりおりたりということが結構身軽にできるというふうなこともございますので、こういった猿用のポールにつきましては、柔らかい柔軟性のある、上っても曲がってしまうようなそういった工夫を凝らしたポールなどの使用なども、試験的にやっているところもございますので、そういうふうないわゆる形状のものを設置して、状況がどうかというふうなことも、あわせて今年度は実施していく予定ということになってございます。

百村本田地区におきましては、既に平成21年度から集落ぐるみで取り組むということで、県のモデルの指定を受けまして始まってございます。特に集落ぐるみ、全員というわけにはなかなかいきませんけれども、ロケット花火の使い方の講習会でありますとか、あるいは野菜の片づけ方でありますとか、あとはやぶ化した山林の除去でありますとか、先ほど議員さんがおっしゃられました木を伝えて来てしまうというふうなこともなものですから、住宅近くの木も間引きをしまして、猿が伝え歩くことができないような、そういうふうな工夫を凝らしながら間伐なども行ってまいりました。

そういった取り組みについては、本当に個人々人での対応というのは非常に難しいということがございますので、集落が一体となって全員でこの地域を守るんだというふうな、そういう取り組みをずっと続けていただいておりますので、かなりそういう意味では効果が上がってきているというふうな状況にあるかと思えます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

本当に猿対策ということでさくを設置してやる

ということで、期待してみたいなと思っております。また、先ほども言いましたが、地域ぐるみはやはりやるということが非常に重要なことかと思っておりますので、そんなところもしっかり地域全体でやっていただけることを要望しまして、この項目については終わりにしたいと思います。

3、土砂災害警戒区域について。

近年、集中豪雨や台風などの原因により、土石流、地滑り、崖崩れなどの災害によりとうとい命が失われたり、建物崩壊等が全国で多発しております。県内においても喜連川において崖崩れが起こるなど住民の生命、また身体に危険が生じるおそれがあることから何うものであります。

1、土砂災害警報情報とはどのようなものかお伺いいたします。

2、土砂災害警報情報時における情報収集、伝達体制はどのようになっているか。

3、土砂災害警戒区域における避難訓練を、鳴内、湯宮地区を対象に県と実施したが、実施した内容と実施結果の所感についてお伺いいたします。

4と、鳴内地区については鳴沢や鳴内下沢等沢沿いにおいて土砂災害特別警戒区域に指定されており、土石流等の発生の恐れがあると思うが砂防ダム等の整備状況は、また、倒木等の森林の整備状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、3の土砂災害警戒区域について4点ほどご質問いただいておりますけれども、私のほうからは から についてお答えをさせていただきます。

の土砂災害警戒情報とはどのようなものかというご質問でございますけれども、土砂災害警戒情報とは、大雨警報発令中に土壌等に含まれる雨

の量が増加して、土砂災害発生の恐れが高まったと判断される場合に、都道府県と気象庁が共同で発表する情報で、主に市町村長が避難勧告を発令する際の判断材料や、住民の自主避難の参考となるよう考慮されたものです。

土砂災害警戒情報が発表の対象とする土砂災害は、土石流または集中して多発する崖崩れとされておりますが、危険箇所ごとの発生予測は極めて困難であることから、気象警報と同様市町村を単位に発表されております。

次に、の土砂災害警戒情報発表時における情報収集伝達体制についてでございますが、でもお答えしましたとおり、土砂災害警戒情報発表時には、既に大雨警報が発令されている状況であるため、市では必ず災害警戒本部を立ち上げ職員を参集させております。

したがって、土砂災害警戒情報発表時には、職員及び消防団によるパトロールを迅速に実施し、被害等の情報が収集できる体制が整っております。また、土砂災害警戒情報発表時には「みるメール」による情報発信や必要に応じて土砂災害危険箇所のある地区の自治会長さんに電話で連絡をするほか、防災行政無線の活用や消防団や市の車両による巡回広報などにより情報伝達を行うこととしております。

次に、の鳴内、湯宮地区における避難訓練の内容と実施経過の所感についてお答えをいたします。

今回の訓練は、第7回土砂災害全国統一防災訓練に合わせて6月3日に実施をしたもので、実施箇所につきましては土砂災害警戒区域の存在する地区の中から、自主防災組織が結成されている鳴内、湯宮地区を選定したところでございます。

訓練におきましては、土砂災害警戒情報の発表に伴う避難勧告の発令に至る手順について、災害

警戒本部の対応を検証したほか、地区住民48人の参加協力を得て、情報の伝達と高林公民館への実際の避難行動を確認したところでございます。また、大田原土木事務所による土砂災害研修会なども開催され、訓練に参加した市民の皆さんに受講をしていただきました。

そのほか、消防、消防団、警察等の関係機関との情報伝達体制やパトロールや広報活動における協力体制の確認などを実施し、自主防災組織との情報交換や住民の避難行動はおおむね順調に実施されたことから、訓練の成果は十分に得られたものと考えております。今後、反省点等を十分に検証して、次回の訓練につなげてまいりたいと考えております。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（薄井正行君） 私からはの鳴内地区における砂防ダム等の整備状況、また倒木等の森林の整備状況について、お答えします。

鳴沢につきましては、栃木県環境森林部の治山事業により、昭和59年度から平成11年度にかけて13カ所の治山ダムが整備されております。

次に、鳴内沢と鳴内下沢につきましては、栃木県建土整備部の土砂災害防止対策として、鳴内沢については平成3年度から平成16年度にかけて流路溝を整備し、その後平成20年度と平成21年度に下流域において砂だまり施設が整備されております。さらに鳴内下沢につきましては、平成22年度に水衝部における護岸工が整備されております。鳴内地区内での森林の整備状況につきましては、県の奥山林整備事業により、平成20年度から平成23年度にかけて約46haの間伐が実施されております。また、平成23年度には地元の愛林組合が元氣な森づくり事業で、間伐等により4haの森林整備を行っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、まとめて再質問したいと思います。

まず、土砂災害警戒区域について、ちょっとこれご説明いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 土砂災害区域でございますけれども、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というものがございまして、これに基づきまして急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として指定された区域ということでございまして、都道府県知事が指定をするという状況になっております。

なお、土砂災害警戒区域につきましては、2つの区分がございまして、一般的な土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域という2つの区域になっております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 特別区域のほうの関係がありますが、これについてはいろいろな規制が多分かかってくるという形かと思いますが、この地域を設置したときに説明をしているかと思うんですが、その辺の説明内容とか住民の意見とかありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンという言い方もしてあるわけでございますけれども、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域ということで定められております。

そういった中で、開発行為とか建築物の構造の規制等々があるわけでございますけれども、特に鳴内、湯宮地区におきましても、この警戒区域というものがございまして、そういったときにはただいま申し上げましたような規制がかかるといようなお話はしてあるというところでございます。

なお、特に住民の方々からのこの警戒区域に対するの意見というものは、特にございませんでした。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。余り住民のほうからは意見はなかったということでございます。理解したいと思います。

この土砂災害の警戒情報、かなりことしも、私はみるメールのほうが入っていきまして、大雨警戒が出ると出ていって、メールで入ってきているというような状況でありました。この警戒が出たときに市で警戒体制を整えてパトロールとかするということでもありますよね。その中でこの情報が出て、警戒情報が出て、今まで市で避難勧告とかそういうものを出した実績があるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 土砂災害警戒情報の発令状況でございますけれども、平成23年度につきましては5回ございました。平成24年度が2回ということでございます。その都度パトロール等はしてあるわけでございますけれども、実際に避難等に関する指示等は出てはおりません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 避難勧告をするというかそういう状況を、当然パトロールしながら見ると思うんですが、今まで余り出たことがないということではありますが、その辺、大変これ命にかかわ

る問題でありますので、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 市におきましては、避難勧告等のマニュアルというものはまだ定まってはおりませんが、いわゆる国のほうで伝達マニュアルの作成のガイドラインというものがござります。これに基づきまして避難準備情報、避難勧告、避難指示というものを出すようにはしております。

そういった中で、避難準備の情報でございますけれども、土砂災害警戒情報が発表されたときとか、近隣で湧き水とか地下水が濁り始めたとか、量が変化してとかというのが確認されたときには、避難準備情報を出すというような形にはなりません。ただ、実際にはまだこの避難準備情報等は出ている状況ではございません。

そのほか、避難勧告の一つの目安といたしましては、先ほどの発表をした後の1時間後においても、雨量等が予測どおり推移していると、なかなかやむ要素がないというようなところ、それと、近隣で溪流付近で斜面の崩落とか、斜面のはらみ、擁壁等のクラックが確認されたというようなときには避難勧告の対象になると。あわせて避難指示でございますけれども、土砂災害が発生したとき、または山鳴りとか流木の流出、斜面の亀裂などが確認されたときには、避難の指示を出すというようなマニュアルがござりますので、これに沿って市のほうも対応をするという状況でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。内容的にはわかりました。

鳴内地区なんですけど、本当に年に二、三回水が出て、非常に沢じゃなくて沢がないところからも

水が出ていて、本当に怖い状況のところがあります。ぜひそういうところに関してはやはり、自分の身は自分で守るのが当然かと思いますが、ぜひそういうところもしっかり見ていただいて、避難勧告等を早目に出していただけることをこれは要望したいなと思います。

続いて、避難訓練の実施については大変よかったということですが、この警戒区域についてはかなりの箇所があるかと思えます。今後、どのような避難訓練等、もし計画があればお伺いしたいなと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今回の訓練は、先ほども答弁をいたしましたけれども、全国統一防災訓練に合わせて実施をしたという状況でございます。現在のところいわゆる土砂災害関係の避難訓練というのは、特段予定はしておりませんが、各そういった対象地域におきましては、職員が行って説明等は実施をしておるところでございます。

地域防災計画等の改定作業も今行っておりますので、そういった中で土砂災害に対する訓練等についても、見直しいい機会ではあるというふうに認識しておりますので、その中で検討はさせていただきます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） では、最後になりますが砂防ダムの整備の関係とか、森林の整備につきましては、先ほど随分やっているなという感覚がしました。それで1つだけ、もう十分なのかどうか、この辺ちょっと難しいかと思うんですが、それが1点と、もう一つが今度は砂防ダムから下のほうの市で実施する川の整備とかそういうものの状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

ます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 今後の整備状況でございますけれども、今整備されている中で、まだ区域に指定されていない、現在調査中といったところもございまして、今の状況の中で危険があるかどうかというのは今、県のほうで調査をしている状況でございます。

今後、早急に整備をするという話は聞いておりませんが、私のほうとしては、もし被害があればその部分については県のほうに伝えて整備をしてもらおうという考えではあります。

それから、もう一つは、先ほど申し上げましたあの数字につきましては、土石流の区域内の整備ではなくて、実際に土石流が起きるその区域内の整備というのは、例えば治山ダムですと16であるとか、床固構であれば11カ所であるとかあるんですが、先ほど申し上げましたのは、その下流側の整備状況がそういうふうになっているということで、今のところは現状ではそういうふうになっております。ですから新たに整備をするというのは、県のほうから聞いてはおりません。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 私のほうからは、治山事業の状況につきまして、現状をお答えしたいというふうに思います。

今、県のほうで取り組んでおります治山事業につきましては、大石ケ下というところの山腹工、これから着工する予定になっているというふうなことで聞いております。

それから、花取沢というのがございますが、そこにつきましては今年度完了予定ということで聞いております。そのほかの花取沢とか大又木沢、あるいは東ソリ沢、治山の要望箇所はかなり出て

きております。今まで災害ごとに集計をしてきているわけですが、要望箇所につきましては、今県のほうで把握しているものが全部で37カ所でございます。

したがって、これで十分かというお話ではございますが、やはり山の状況を身ながら適宜対応をしていくというふうなことになるかと思いますが、治山事業につきましては県が事業主体ということになってございますので、そういう状況につきましては県のほうにもきちんと伝えながら、対応をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。まだ11分ほど残っているんですが、もう5時間もなくということなので最後にしたいと思います。

今は、本当に地球温暖化の影響かもしれません。集中豪雨またあと長雨等非常に全国各地で発生しております。この崖崩れとか土石流、こういうものはどこでいつ発生するかというのは非常にわかりづらいということでございますので、ぜひ情報の収集と情報の伝達、この辺は十分にこれから構築させていただいて、市民の安全になるような形を要望しまして、一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

答弁保留の答弁

議長（君島一郎君） ここで産業観光部長より発言があります。

産業観光部長（斉藤一太君） 私から、先ほどの

玉野議員のご質問の中で、答弁保留となっております7月23日に開催されました研修会についての中身について、お答えいたしたいと思っております。

7月23日午後開催された研修会でございますが、これは国土交通省の事業でございます。森林整備を支援し、水源の森を育てる資源活用事業の研修会ということで開催されたものでございます。場所はいきいきふれあいセンターで開催されまして、主催者が1000年の森を育てる地域支援資源活用事業組合という団体さんが主催をされたと。手話講演というふうな形をとってございます。

参加者につきましては、65名の参加があったということでございます。参加者の範囲につきましては、企業の方、あるいは大学関係者、JAさん、それから、森林組合さんと、あるいは行政関係者、国交省の職員はもちろん含みますけれども、そういった方々が参集されたというふうに聞いてございます。

中身につきましては、大学の先生、いわゆる学識者3名による公演がそれぞれ行われました。宇都宮大学の有賀先生、それから那須野ヶ原土地改良区連合の金藏事務局長代行、それから、基調講演ということに位置づけられるのでしょうか、バイオマスエネルギー利用の最新技術の紹介ということで、いわゆるその木質のガス化によって、エネルギーを取り出し、さらにアルコール燃料をつくるという、あわせて除染可能な技術開発ということで、これにつきましては東京農業大学の市川先生による講演がございました。

その講演の全体を通して言えることは、いわゆる森林の保全、あるいは育成、それと森林の除染とバイオマスのエネルギーの活用とアルコール燃料の抽出、そういったものの最新の取り組みを学んだといったような内容でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 続きまして、教育部長より発言があります。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 先ほど、眞壁議員からのご質疑の中で、奨学資金の実績について留保させていただきましたが、23年度末、現在で申し上げますと50名の方が貸与を受けています。金額的には1,704万円ということで、内訳で申し上げますと、高校が4名です、48万円。大学が46名の1,656万円となっております。

以上でございます。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時54分